

平成20年第1回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 平成20年3月19日 午後1時30分 開会
午後5時46分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員17名

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 山下 和 弥 | 2番 | 朝 岡 佐一郎 |
| 3番 | 西 井 覚 | 4番 | 藤井本 浩 |
| 5番 | 吉 村 優 子 | 6番 | 阿 古 和 彦 |
| 7番 | 川 辺 順 一 | 8番 | 川 西 茂 一 |
| 9番 | 寺 田 惣 一 | 10番 | 下 村 正 樹 |
| 11番 | 岡 島 辰 雄 | 13番 | 西 川 弥三郎 |
| 14番 | 南 要 | 15番 | 亀 井 一二三 |
| 16番 | 高 井 悦 子 | 17番 | 白 石 栄 一 |
| 18番 | 石 井 文 司 | | |

欠席議員1名 12番 野 志 昭

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|---------|-------------|-----------|
| 市 長 | 吉 川 義 彦 | 副 市 長 | 岡 本 吉 司 |
| 収 入 役 | 吉 田 新之助 | 教 育 長 | 吉 村 正 好 |
| 特 別 参 与 | 安 川 義 雄 | 企 画 部 長 | 米 田 芳 昭 |
| 総 務 部 長 | 大 武 勇 吉 | 都 市 整 備 部 長 | 高 木 久 雄 |
| 産 業 建 設 部 長 | 石 田 勝 朗 | 市 民 生 活 部 長 | 杉 岡 富 美 雄 |
| 保 健 福 祉 部 長 | 田 宮 久 好 | 教 育 部 長 | 宮 西 清 |
| 消 防 長 | 北 川 武 雄 | | |

5. 職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 飯 田 孝 彦 | 書 記 | 中 嶋 卓 也 |
| 書 記 | 井 上 理 恵 | | |

6. 会議録署名議員 2番 朝 岡 佐一郎 16番 高 井 悦 子

7. 議事日程

| | |
|-----------|-------------------------|
| 日程第1 議第6号 | 葛城市行政組織条例の一部を改正することについて |
| 日程第2 議第8号 | 葛城市監査委員条例の一部を改正することについて |

| | | |
|-------|-------|--|
| 日程第3 | 議第9号 | 葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて |
| 日程第4 | 議第10号 | 葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて |
| 日程第5 | 議第11号 | 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて |
| 日程第6 | 議第12号 | 葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについて |
| 日程第7 | 議第20号 | 工事請負契約の変更契約の締結について（忍海小学校校舎改築・改造工事） |
| 日程第8 | 議第21号 | 平成19年度葛城市一般会計補正予算（第4号）の議決について |
| 日程第9 | 議第25号 | 平成19年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決について |
| 日程第10 | 議第4号 | 葛城市後期高齢者医療に関する条例を制定することについて |
| 日程第11 | 議第5号 | 葛城市産業廃棄物処理施設及び設備の設置等の指導に関する条例を制定することについて |
| 日程第12 | 議第13号 | 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて |
| 日程第13 | 議第14号 | 葛城市母子医療費助成条例の一部を改正することについて |
| 日程第14 | 議第15号 | 葛城市老人医療費助成条例の一部を改正することについて |
| 日程第15 | 議第16号 | 葛城市心身障害者医療費助成条例の一部を改正することについて |
| 日程第16 | 議第17号 | 葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについて |
| 日程第17 | 議第18号 | 葛城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて |
| 日程第18 | 議第22号 | 平成19年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決について |
| 日程第19 | 議第23号 | 平成19年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決について |
| 日程第20 | 議第26号 | 平成19年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）の議決について |
| 日程第21 | 議第27号 | 平成19年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について |
| 日程第22 | 議第7号 | 葛城市都市計画審議会条例の一部を改正することについて |
| 日程第23 | 議第19号 | 土地改良事業の施行について |
| 日程第24 | 議第24号 | 平成19年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決について |
| 日程第25 | 議第28号 | 平成20年度葛城市一般会計予算の議決について |

| | | |
|-------|-------|--------------------------------------|
| 日程第26 | 議第29号 | 平成20年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について |
| 日程第27 | 議第30号 | 平成20年度葛城市老人保健特別会計予算の議決について |
| 日程第28 | 議第31号 | 平成20年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について |
| 日程第29 | 議第32号 | 平成20年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について |
| 日程第30 | 議第33号 | 平成20年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について |
| 日程第31 | 議第34号 | 平成20年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について |
| 日程第32 | 議第35号 | 平成20年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について |
| 日程第33 | 議第36号 | 平成20年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について |
| 日程第34 | 議第37号 | 平成20年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について |
| 日程第35 | 議第38号 | 平成20年度葛城市水道事業会計予算の議決について |
| 日程第36 | 発議第1号 | 葛城市議会委員会条例の一部を改正することについて |
| 日程第37 | 発議第2号 | 中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書について |
| 日程第38 | 発議第3号 | 道路整備のための安定的な財源確保に関する意見書について |
| 日程第39 | 発議第4号 | 輸入食品・農産物の安全対策と検査体制の抜本的見直しを求める意見書について |
| 日程第40 | 発議第5号 | 国民健康保険税（料）の補助制度創設を求める意見書について |
| 日程第41 | 一般質問 | |

一般質問通告一覧表

| 質問順 番号 | 議席 番号 | 氏 名 | 質 問 事 項 | 質問の相手 |
|-----------|----------|---------|----------------------|--------------------|
| 1 | 7 | 川 辺 順 一 | 1. 今後の市政の推進について | 市 長 |
| 2 | 2 | 朝 岡 佐一郎 | 1. 学校教育の充実について | 教育長 教育部長 |
| 3 | 1 | 山 下 和 弥 | 1. 葛城市の財政状況について | 市 長 |
| 4 | 5 | 吉 村 優 子 | 1. 里山の復元について | 市 長 担当部長 |
| | | | 2. 学校給食について | 教育長 担当部長 |
| 5 | 8 | 川 西 茂 一 | 1. 行政評価システムの導入について | 担当部長 市 長 |
| | | | 2. 介護保険事業の住宅改修制度について | 担当部長 |
| 6 | 4 | 藤井本 浩 | 1. 地名表示板の設置について | 担当部長 教育長 市 長 |
| | | | 2. 市内公共施設の利用申込条件について | 担当部長 教育長 市 長 |
| | | | 3. 平城遷都1300年記念事業について | 担当部長 市 長 |
| 7 | 16 | 高 井 悦 子 | 1. 高齢者の見守り事業について | 市 長 担当部長 |
| | | | 2. 道路行政について | 市 長 担当部長 |
| 8 | 17 | 白 石 栄 一 | 1. 薬剤肝炎被害者の救済について | 担当部長 市 長 |

開 会 午後1時30分

西川議長 ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、これより平成20年第1回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、議第6号から日程第9、議第25号まで、以上9議案を一括議題といたします。

本9議案は総務文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果を委員長に求めます。

6番、阿古和彦君。

阿古総務文教常任委員長 それでは、総務文教常任委員会の報告をさせていただきます。

去る6日の本議会におきまして、総務文教常任委員会に付託されました9議案について、7日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしておりますので、その概要及び結果を報告いたします。

まず、議第6号についてであります。

質疑では、改正の方向性についての問いに対し、職員が削減になるため効率的な方向と商工・観光及び情報関係に力を注いでいきたいという答弁がありました。

また、各部の職員数についての問いに対し、各部ごとの予定人数の答弁とともに、職員と嘱託を合わせて15人減の410人であるという答弁がありました。

また、当麻庁舎の市民課、税務課窓口と総合窓口の考え方についてという問いに対し、現状のままか、総合窓口にするかは検討中であるが、いずれにしても市民サービスが低下しないようにしていきたいという答弁があり、住民の知らないうちに一方的に削減されないよう、十分検討していただきたいという意見がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第8号についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第9号から議第11号までの3議案につきましては、関連がございますので一括して審議をいたしました。

質疑では、育児休業の実態についてはの問いに対し、現在8名がとられており、4月からは3名が復帰されるが、ほとんどの職員は3年間とられているという答弁があり、育児休業のとりやすい環境にしていきたいという要望がありました。

次に、1議案ごとの討論、採決に入り、いずれの議案も討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第12号についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第20号についてであります。

質疑では、6月に建築基準法が改正されてから、変更契約が3月になった理由についての問いに対し、国交省認定の構造計算ソフトができていない中で契約をし、設計の見直しを9月補正でお願いしたが、確認申請が従来よりも長くなることもあり、12月末に上がってきた。途中も工事を進めているので、1月7日に仮の変更契約を交わし、それに基づいて指示を出していることをご了解賜りたいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第21号についてであります。

質疑では、一般廃棄物収集運搬業務委託料が減額されているが、従前は渡し切りではなかったかという問いに対し、合特法の関係で従来は見積もりをもらい、価格補償の観点から契約を結んでいたが、大和高田市と広陵町と合同で合理化計画を作成し、両者の合意の上で県の認定をもらい、市の職員でやると幾らかかるのかを原価計算して減額をしたという答弁があり、また、葛城清掃事務組合負担金が大幅に減額されている理由についての問いに対し、当初予算計上になかった組合員以外の2町4村のし尿処理を受け入れたためであるという答弁があり、また、基金残高は幾らになるのかの問いに対し、補正後、約18億1,800万円であるという答弁があり、関連して今後の財政見通し、見解についての問いに対し、大変厳しい、財源確保にも努力をしなければならない、平成20年度の早期に財政見通しを報告したいという答弁がありました。

また、予算を使い切らなければいけないという考え方があるように感じる、発想を転換し不用額を残すことにより、市民の税金を有効に使っていただけるのではという意見がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第25号についてであります。

食物アレルギーで給食を食べられない生徒への対応のことなどの質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上でございますが、そのほかにも活発な質疑がありましたことを申し添えて、当委員会の報告といたします。

西川議長 以上で総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、議第6号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

高井悦子君。

高井議員 ただいま上程いただいております葛城市行政組織条例の一部を改正することについて、賛成の立場ですが討論をいたします。

本条例の改正は、産業建設部と都市整備部を一つにいたしまして都市産業部とされることや、防災や交通安全にかかわる生活安全課、また、商工観光課の設置など、社会情勢の求めに応じる組織体制の変更であり、これは当然必要なものであろうというふうに思っております。

今回、機構変更の必要性を高めたものに、合併後の職員の定年退職以外の若年の退職者の増加が上げられるというふうに思います。

個々には、それぞれ退職理由はあるにせよ、合併という大きな変化の中で健康を害したり、頑張っけて働き続けることが困難になったりなど、複雑なものがあります。職員が意欲を持って働き続けられるよう、適切な改善策を強く求めるものでございます。

また、両庁舎に現在あります市民課、税務課について、当麻庁舎を総合窓口化することが検討されていることについてであります。当麻保健センターも、その機能は残しているとしながらも輪番の保健師になりまして、後退は明らかであります。複雑になる住民相談に対して、職員の削減は住民サービスの低下にほかなりません。当麻庁舎の機能を後退させることなく、合併時の約束、サービスは高く、負担は低くを厳守されるよう強く求めます。

以上、職員の配置体制などについての意見を申し上げ、本組織条例の改正についての賛成討論といたします。

以上です。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします

これより議第6号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第6号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議第8号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第8号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第8号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議第9号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第9号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第9号は原案のとおり可決されました。
日程第4、議第10号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第10号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第10号は原案のとおり可決することに決しました。
日程第5、議第11号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第11号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第11号は原案のとおり可決されました。
日程第6、議第12号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第12号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第12号は原案のとおり可決されました。
日程第7、議第20号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第20号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第20号は原案のとおり可決されました。
日程第8、議第21号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第21号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第21号は原案のとおり可決されました。
日程第9、議第25号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第25号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第25号は原案のとおり可決されました。
次に、日程第10、議第4号から日程第21、議第27号まで、以上12議案を一括議題といたします。
本12議案は民生水道常任委員会に付託されておりますので、審査の結果を委員長に報告を求めます。

11番、岡島辰雄君。

岡島民生水道常任委員長 去る6日の本会議におきまして、民生水道常任委員会に付託されました12議案につきまして、10日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしておりますので、その概要及び結果を報告いたします。

まず、議第4号についてであります。

質疑では特別徴収の納税義務者には、徴収猶予の規定が適用されていることや減免の適用基準、1年以上の保険料滞納者への資格証明書の発行のことなど、後期高齢者医療制度の中身が本当に被保険者の命や健康を守り、暮らしを支えるという役割を果たすことではなく、医療費を抑制することになっていると考えることについての所見の問いに対し、この制度が発足してまだまだ矛盾点等が出てくるものと思っている。初めてのことなので、議論を重ねながら使いやすい医療制度にしていかなければならないと責任を痛感している。広域連合や市長会を通じて、国へ陳情すべきものはきちんと陳情を重ねて、この制度が定着していくよう、最善の努力をしていきたいと考えているという答弁があり、また、所得に応じた軽減措置があることや、この制度へ移行することで保険料が安くなること、また、自分の払う保険料が世帯全部の保険料と思っている人もある。加えて、国民健康保険証がカードになることなど、トラブルの原因にならないよう、わかりやすい説明をお願いしたいが、どのようにされるのかの問いに対し、広域連合で新聞に折り込みパンフレットで周知をされることになっており、また、保険証のカードについては3月中旬以降発行する予定で、その中にも詳しく説明されているパンフレットを同封させていただくことで周知することを予定しているという答弁がありました。

賛成、反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第5号についてであります。

質疑では、地域の環境、自然を守ってほしいとの住民の願いがかなった条例であり、市民または全体に周知徹底を図るのに、どのような手だてを考えているのかの問いに対し、広報でのお知らせ、区長会、水利組合代表者等への説明、それに関係行政機関に条例を送付し、届け出、許可等のチェック体制の徹底を図っていただくことをお願いしたいと考えているという答弁があり、また、既存施設の数値の変化により生活環境への負担を増大させるに至る場合とあるが、具体的にはどういう状況になれば、この条例が適用されるのかの問いに対し、実際には市民からの苦情に尽きるものと考えており、既存施設が老朽化した中で、当初に定められた細かい規定等の許容範囲を超え、その機能を発揮せずに操業しているということを想定し、検査をして、その数値を超える部分につき、取り消し等のことが考えられるもので、そのことを規定したものであるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第13号についてであります。

質疑では、県下市町村の多くが国保税の税率を引き上げようとする中で、本市は国保被保険者に負担をかけないことになっているのかの問いに対し、今後の医療費の動向を見た

上で、当面はこの制度が成熟するまでは推移を見守っていこうと、税率で新たな負担はかけないということで、そのような背景となっているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第14号についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第15号についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第16号についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第17号についてであります。

質疑では、この制度は国の参酌基準によって特定健診の受診率、保健指導の実施率により、ペナルティーが課せられることになっているが、どのような運用になるのかの問いに対し、国の目標値が定められて、平成24年度までに特定健診受診率が65%、保健指導実施率が45%、またメタボリックシンドローム該当者の予備群の減少率が10%と定められており、平成25年度より各医療保険者ごとの達成状況に応じて、後期高齢者支援金に対して加算減算を行うこととされているという答弁があり、また、従来、老人保健法において基本健康診査が行われていたが、この扱いはどのようにされるのかの問いに対し、今まで40歳以上の人を対象に基本健診を実施していたが、これについては特定健診が義務づけられることによって、40歳から74歳までの対象の人は各医療保険者が実施することになっている。それ以外の人については、健康増進課の方で今までの基本健診に沿って実施されると聞いているという答弁がありました。

賛成、反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第18号であります。

質疑では、雇用保険法の改正に伴い、失業者の退職手当、受給資格が6カ月以上から12カ月以上に改めることは、勤労者に不利益になると考えるが、どのような理由で行われるものであるのかの問いに対し、平成19年10月1日より既に民間等の勤労者に適用されており、これを一本化するという意味合いから、資格要件が改められたことに伴う条例改正であるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第22号についてであります。

質疑では、退職被保険者療養給付費2,800万円、退職被保険者等高額療養費600万円の増額補正の内容についての問いに対し、平成18年度の実績をもとに予算計上したが、療養給付費については予算見込みの月平均5,800万円に対し6,060万円と、高額療養費については

予算見込みの月平均500万円に対し660万円と、平成19年度の実績において、予算見込みの伸びを大きく上回ったことによるもので、医療費の動向は流動的でつかみにくいものであると理解いただきたい。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第23号についてであります。

質疑では、第1号被保険者の現年度分特別徴収保険料1,811万1,000円の増額、普通徴収保険料1,341万5,000円の減額の理由についての問いに対し、従前の普通徴収が多くあったが、平成19年度から2カ月ごとに異動を補足できるようになり、特別徴収で増額、普通徴収で減額になったものであるという答弁があり、また、保険給付費の施設介護サービス給付費で6,000万円、住宅介護サービス給付費で1,600万円が減額されている理由についての問いに対し、施設介護サービス給付費は平成18年7月にオープンした市内の施設の入所者数が介護事業計画の見込み数よりも少なかったこと、また、居宅介護サービス計画給付費は、介護事業の認定者数に大きな増減はなかったが、利用者数が少なかったことによるものであるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第26号についてであります。

質疑では、5,018万円の繰越明許費は工事がおくれたものか、入札がおくれたものであるのか、その経緯についての問いに対し、当初、指名競争入札を予定したが、国と県からの要望で総合評価方式の一般競争入札を取り入れることになり、その審査委員会や要領の作成、公募等、その手続があり、現在に至ったものであるという答弁があり、また、予算を可決してから時間がかかり過ぎているのではの問いに対し、早期に着手し、早期に完成して住民の負託にこたえることが、この事業の本来の趣旨であるが、本年の販売状況から霊苑の区画の残があり、他の事業と比べ、完成が翌年度となっても住民に不利益とならないと考え、この新たな入札方式に取りかかることになり、遅くなったことに理解いただきたいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第27号についてであります。

質疑では、この繰上償還により7%以上の企業債はすべて償還されることになるのか、また、どのような影響額のメリットがあるのかの問いに対し、7%以上の企業債はなくなり、453万円の影響額、効果があるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上でございますが、そのほかにも活発な質疑がありましたことを申し添えて、当委員会の報告といたします。

西川議長 以上で民生水道常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第10、議題4号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

16番、高井君。

高井議員 議第4号の葛城市後期高齢者医療に関する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

本条例は平成18年の6月、自民・公明両党が強行いたしました医療改革法の改定によって導入されました。75歳以上の高齢者を対象にした後期高齢者医療制度が、この4月から施行されるに当たりまして、奈良県後期高齢者医療広域連合と事務を分担し、葛城市が行う保険料の徴収や保険証の交付などの窓口事務等について定めるものであります。後期高齢者医療制度の施行によって、75歳以上の高齢者、約3,513人おられますが、これまで加入していた国保や組合健保、政管健保等を脱退させられ、強制的に加入させられることとなります。新たに徴収されます後期高齢者医療保険料は、所得割が7.5%、均等割が3万9,900円となり、年間の平均保険料額は8万3,400円にもなります。さらに年金額が月1万5,000円、年額18万円以上の人は介護保険料と合わせて、年金から有無を言わず天引きされることとなります。

また、現在扶養家族として被用者保険に加入している人は、直接本人が保険料を支払うことはありませんでしたが、新制度では一人一人が保険料を払わなければならなくなります。家族に扶養されている所得の低い人も含め、すべての後期高齢者から保険料が取り立てられることになるものであります。

しかも、保険料は2年ごとに改定されます。医療給付費の増加と後期高齢者の人口比率が増加するのに応じて、保険料が引き上がる仕組みになっております。後期高齢者医療制度は75歳以上の人を他の世代から切り離し、際限のない負担増を押しつける医療制度であります。

さらに後期高齢者医療制度では、保険料が払えず1年以上滞納しますと、悪質滞納者とみなされ、保険証を取り上げられ、かわりに資格証明書が発行される仕組みが導入されております。これまで75歳以上の高齢者は老人保健制度の対象者として、国が医療に責任を持つことになっていましたので、被爆者や結核患者等と並びまして保険証の取り上げが禁止をされておりました。これが、この4月から老人保健制度が廃止をされ、75歳以上の人からも保険証の取り上げが可能になるわけであります。金の切れ目が命の切れ目、これでは皆保険制度は崩壊してしまいます。資格証交付制度は廃止すべきものであります。

また、その上に、74歳以下の人に対する医療とは、診療報酬を別建てにするなど、受けられる医療を制限しようとしております。後期高齢者の診療報酬を改定し、高齢者担当医のみを対象にした後期高齢者診察料、6,000円ではありますが、これを包括払い、定額制として上限をつけることなどであります。これは高齢者の医療内容の劣悪化、病院からの追い出しを加速するものであります。どうせ治らない、いずれ死ぬとばかりに医療費の削減

を目的にして、お年寄りを差別する、このような医療制度の実施は断固中止し、撤回すべきであります。

本条例案では、被保険者が災害等の特別の事情によって収入が減少したときなどに、一定の期間、保険料の徴収猶予を受けるための申請手続が規定をされております。しかし、その対象は年金月額1万5,000円以下で、普通徴収をされる被保険者だけで、特別徴収の被保険者に対する申請手続についての規定がありません。保険料が年金から天引きされるということで適用されないということでもあります。国民年金受給者の年金の平均月額が4万6,600円であります。とても生活できる年金とは言えません。このような方々が年金から天引きされているという理由で、災害や世帯主の事故等で損害を受けたり、収入が減っても保険料の徴収猶予が受けられないというのは、高齢者の生存権を無視した規定であり、到底認められるものではございません。

さらに、保険料の申請減免の条項では、世帯主の死亡や事業の休廃止等による収入が著しく減少した場合などが規定をされておりますが、収入減少の比率など、具体的に判断できる規定がなく、適用基準が明確になっておりません。本条例の制定にあわせて、葛城市独自の収入減少の基準並びに最低の生活を保障する生活保護の扶助費を収入基準にした減免制度をつくり、少なくとも生活保護基準に達しない所得の低い高齢者の保険料を減免すべきものであります。

また、罰則の条項では、保険料滞納にかかわって職員の質問に対して答えなかったなどの場合には、10万円以下の過料に処すると規定されております。この規定は年金から天引きされない、年金月額が1万5,000円以下の方に適用されるものであります。この方々にとって介護保険料の上に、月々1,000円の保険料の徴収は耐えがたい負担になることは明白であります。払いたくても払えない高齢者の人格、尊厳をおとしめる規定は削除すべきものであります。

国の負担を削減するために、高齢者を差別する医療制度の執行になり、高齢者に耐えがたい負担を押しつける葛城市後期高齢者医療に関する条例の制定は、到底認められないものであります。制度の中止、撤回を求めるものであります。

以上で討論を終わります。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

14番、南君。

南議員 議第4号 葛城市後期高齢者医療に関する条例を制定することにつきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

後期高齢者医療に関する条例を制定することにつきましては、現行の老人保健制度が廃止され、新たに75歳以上の高齢者を対象として独立した医療制度として、本年4月からスタートすることになっているところであります。

高齢者に対する医療制度の事業が円滑に実施をしていくために、県内すべての市町村が加入する広域連合が主体となり、財政運営を行うこととなっており、市町村がその事務を行うこととされるものであります。そうした意味からも、従前からの老人保健制度をスム

ーズに移行し、高齢者の方々とのかわりが重要とされる保険料及び窓口業務が、今後も円滑に進められるためにも、葛城市後期高齢者医療に関する条例の制定は必要なものであると判断し、私の賛成討論といたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第4号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西川議長 起立多数であります。

よって、議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議第5号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第5号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第5号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議第13号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第13号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議第14号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第14号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第14号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議第15号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第15号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議第16号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第16号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第16号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議第17号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

16番、高井君。

高井議員 上程されております議第17号の葛城市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をさせていただきます。

この4月から75歳以上の高齢者を対象にした後期高齢者医療制度実施に伴い、各医療保険は40歳から74歳の加入者への特定健診と保健指導が義務づけられました。

本条例は、葛城市国民健康保険事業において、新たに特定健診等を実施するために改定されるものであります。健診の内容はメタボリックシンドローム、いわゆる内臓脂肪症候群と言われているものですが、これの予防、改善で、保険者は腹囲の測定、男性は85センチ以上、女性90センチ以上を軸に、高血糖や高血圧などを判断基準にした特定健診を受診させ、メタボリックシンドロームの加入者を見つけ出し、保健指導で生活習慣の改善

を行うことになっております。これまで市や保険者が実施してきた健診は、市民加入者の健康の保持、病気の早期発見、治療が目的とされております。

ところが、特定健診は一応、被保険者の健康寿命の延伸が上げられておりますが、その最大の目的を医療費の適正化、つまり医療費全体のおよそ2割を占めるメタボリックシンドロームによる生活習慣病にかかっている医療費5兆4,700億円を削減することにあるものであります。医療費削減のために肥満者に肩身の狭い思いをさせるような健診は、健診の趣旨を変質させ、加入者の人権を侵害するもので、賛同できない部分があります。

さらに重大なことは、特定健診の受診率や保健指導の受診率、メタボリックシンドロームの該当者、予備群の減少率が、国が参酌基準で決めた目標値を達成できない場合、後期高齢者医療に対する支援金の額が10%も加算されるというペナルティーが課せられていることであります。それがひいては被保険者の保険料値上げの引き金になるのであります。

しかも国が決めた目標値は、平成24年度で特定健診の受診率が65%、保健指導の実施率が45%、該当者、予備群の減少率が10%と、到底達成ができそうもない数字であります。国が被保険者に対して健康づくりを怠った、目標を達成できなかったからと責任を転嫁し、ペナルティーを課するのは本末転倒であり、健康で文化的な生活を国民に保障しなければならないとした憲法を踏みにじるものであって、断じて認められるものではありません。

本事業は国保が実施主体となりますので、その費用は国保財政から拠出されることとなります。厳しい国保財政を一層圧迫し、国保税の値上げにつながることとなります。国保財政に負担をかけない財政措置を求めます。

また、特定健診等に係る費用の一部負担は、受診率を引き上げるためにも無料にすることを求めます。

以上、意見を述べまして反対討論といたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

3番、西井君。

西井議員 議第17号 葛城市国民健康保険条例の一部を改正することにつきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回、提案されております国民健康保険の条例の一部改正につきましては、さきの国会におきまして医療制度の抜本的な改革が行われ、医療費の適正化事業に向けての取り組みとして、特定健診及び保健指導などが各保険者に義務づけられたことになったわけでございますが、葛城市として市民の方々が安心して暮らせるために、この国民皆保険制度が将来にわたり維持していくために最も必要であるものであり、住民の方々の健康を守るという観点からも重要な取り組みであると考えられるものであります。

以上の趣旨から、この一部改正につきまして賛成討論といたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第17号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西川議長 起立多数であります。

よって、議第17号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議第18号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第18号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第18号は原案のとおり可決いたします。

日程第18、議第22号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第22号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第22号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議第23号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第23号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第23号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議第26号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第26号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第26号は原案のとおり可決されました。
日程第21、議第27号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第27号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第27号は原案のとおり可決されました。
次に、日程第22、議第7号から日程第24、議第24号まで、以上3議案を一括議題といたします。
本3議案は都市産業常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

5番、吉村優子君。

吉村都市産業常任委員長 去る6日の本会議におきまして、都市産業常任委員会に付託されました3議案につきまして、11日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしておりますので、その概要及び結果をご報告いたします。

まず、議第7号についてであります。

質疑では、機構改革に伴い都市産業部ができ、都市整備課が新設されるが、何人ぐらいの組織になるのかとの問いに対し、都市整備課は現在の建設課と都市計画課を一つにした課であり、現行の二つの課の職員数は15名であるが、機構改革に伴い、現行よりも1名から2名減ぐらいの職員数になると考えているとの答弁がありました。

また、都市産業部の当麻庁舎と新庄庁舎への割り振りはとの問いに対し、当麻庁舎には農林課と商工観光課を、新庄庁舎には都市整備課の配置を考えている。部長は、現在のところ、どちらに置くかまだ決まっていないという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第19号についてであります。

質疑では、今回の土地改良事業の目的、対象、補助率の内訳はの問いに対し、目的は基

盤整備促進事業であり、対象は受益面積が5ヘクタール以上で、かつ担い手農家利用集積が見込まれる地区であり、補助率の内訳は事業内容が水路改修ということで、国が50%、県が5%、市が35%、地元が10%となっているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第24号についてであります。

質疑では、現在の下水道事業の市債のうち、高金利のものについて3年間で順次借りかえをしていくということで、どれぐらいの金利のものを借りかえし、その借りかえをすることによる影響額は、そして現在の下水道事業の事業債の総額はどういう問いに対し、平成19年度では金利7%以上のものを、平成20年度では6から7%未満のものを、平成21年度では5から6%未満のものについて借りかえをし、影響額としては金利2.2%で試算すると4億1,324万円になる。また、現在の下水道事業債総額は149億6,432万7,000円であるという答弁がありました。

また、下水道使用料の見込みが1,400万円ほど減った原因と、工事請負費を1億円減額した理由はどういう問いに対し、一般家庭の下水道使用料はふえているが、それ以上に事業所の使用料が減っているため、トータルとして1,400万円ほど減る見込みとなっており、主にシャープの使用料が減っていることが原因と考えられる。また、工事請負費の減額については、一般競争入札を実施した成果だと思われるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で当委員会の報告といたします。

西川議長 以上で都市産業常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第22、議第7号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第7号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第7号は原案のとおり可決されました。

日程第23、議第19号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第19号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第19号は原案のとおり可決されました。
日程第24 議第24号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第24号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第24号は原案のとおり可決することに決しました。
ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時32分

再 開 午後2時45分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第25、議第28号から日程第35、議第38号まで、以上11議案を一括議題といたします。

本11議案は予算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

6番、阿古和彦君。

阿古予算特別委員長 予算特別委員会に付託されました11議案について、4日間にわたり委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その概要と結果についてご報告いたします。

まず、議第28号についてであります。

歳出の議会費では、職員数が削減される中、事務局職員も1人の減を予定されているが、その影響を考えられたのかという問いに対し、議長より退職者が多く、理事者側も機構改革に努力されている、議員活動に支障が出ることは懸念されるが、決断をさせていただいた。監査事務局との兼務については、理事者側と一度話をしたいと考えているという答弁がありました。

総務費では平成20年度で当麻町との交流事業を終了されるが、残っている大字で不満はないのかという問いに対し、話し合いをしていただき、最終的に予選会で決めていただい

たので不満はないと考えている、新庄村との児童交流についても目的を達成したこともあるので中止をし、今後、交流事業については費用のかからない方向で考えていきたいという答弁があり、また、旧両町にあった前歴加算の給与格差を改善されたと聞いたが、その人数についてという問いに対し、対象者26名中3名であるという答弁があり、関連して対象にならなかった職員は納得されているのかという問いに対し、前歴や勤務成績等、いろいろと考慮して決めさせていただいたので、ご理解賜りたいという答弁がありました。

民生費では、次世代育成支援行動計画ニーズ調査委託の目的についてという問いに対し、平成17年に5カ年の前期計画が策定されており、今後、平成20年度でニーズ調査をし、平成21年度で後期計画を策定していくという答弁があり、また、中和地区3市1町自立支援協議会の具体的な業務の内容についての問いに対し、県の下部組織として大和高田市、香芝市、広陵町と、昨年10月に設立されたところで、さらにその下に三つの専門部会として、生活支援、心身障害者就労支援の各部会があり、関係の事業所が部会に入って、悩みについて意見交換をし、それを上に上げていくという答弁がありました。

衛生費では、妊婦健診が5回に拡充されるが、里帰りの方も対象になるのか、また、病院の指定はあるのかという問いに対し、対象は市民のみで、県内の病院は可能であるという答弁があり、自由診察で病院により金額に差があるのではという問いに対し、県医師会と一括契約して調査項目を統一しているという答弁があり、周知徹底していただきたいという要望がありました。

また、財政状況が厳しい中、葛城清掃事務組合負担金について経費の削減を考えられているのかという問いに対し、処理量も減ってくるので組合員以外から受け入れたり、基金をうまく運用できないか、組合議会でも検討中である。かもきみの湯も指定管理者にすることで赤字から黒字になり、還元がされたそうであり、いずれにしても効率的に運用していかなければならないと考えているという答弁がありました。

農林商工費では、中小企業融資について、今年度の融資総額と、早期に終了して企業が本当に資金を必要な時期に借りられなかったという、昨年に起きた問題の打開策はの問いに対し、融資額は昨年度同様2億円で、融資のやり方については、前年は駆け込み融資が多かったというのが原因ではないかと思っており、融資の審査について特に問題がなければ、市独自で税務調査をやっていき、返済が滞るといようなことも発生しているので、その辺も考えてやっていきたいという答弁がありました。

土木費では、中道・諸楯線について、計画段階での地元説明会はあったが、ここ数年、今後の予定等についての説明がなく、また、部分開通していることが交通事故多発の原因の一つになっているのではの問いに対し、確かに小学校等の教育関係施設に近いという認識が不足していたので、改めて地元説明会を開きたいという答弁がありました。

また、平成20年度は建設事業費として7億7,000万円という積極的な予算を計上しているが、用地買収や補償問題で事業がおくれている中、実際にやれるのかという問いに対し、繰越明許分については既に発注済みである。街路事業については、平成21年度の完成を目指している。用地交渉が難航している部分についても、強制執行も辞さない思いで全力を

注いでやっていきたいという答弁がありました。

消防費では、本市の災害に備えた備蓄食料及び備蓄場所についての問いに対し、現在、備蓄食料は8,180食あり、保存水は2リットルペットボトルで2,000本を確保している。平成20年度に食料を4,000食、保存水1,000本を確保する。しかし、食料の保存年限が5年ということもあり、平成20年度末では食料で9,780食、保存水で3,000本を確保する予定である。また、毛布については現在880枚保管しているが、必要であればふやしていく予定である。備蓄場所については當麻地区3カ所、新庄地区2カ所に保管しているという答弁がありました。

また、最近新聞報道されている県下の消防署の広域化問題についての詳細を説明願いたいという問いに対し、最近起きているような大きな災害が起こった場合に、現在の小規模な組織では対応できないということもあり、平成18年6月に消防組織法が改正され、市町村消防の広域化についての委員会が設置された。その中の話し合いで、県内を一消防本部体制で対応していくという素案がまとまり、パブリックコメントに出し、その結果を見て最終決定がされるという答弁がありました。

また、この答弁に対して、消防署の広域化が前提で話が進んでいるので、資料提供などのいろいろな情報を議会に適時に報告をいただきたいという要望がありました。

教育費では、図書館の図書購入費が前年度の半分の500万円になった理由はという問いに対し、図書館の蔵冊数充足率が十分であると判断し、予算を減らした。少ない予算で効率よく取捨選択をしてやっていこうと思っているが、どうしても予算が不足する場合は補正でお願いしようと考えているという答弁があり、また、この答弁に対して、本というのは子どもの教育や生涯学習に対して非常に大切なものであるため、ぜひ補正予算を組んでも図書のさらなる充実をお願いするという要望がありました。

そして、児童情報USBメモリーの紛失事件について説明してほしいという問いには、平成20年1月28日に事件が発覚したものであり、教諭が保健室で保健データの処理作業終了後、机の中にメモリーを直してから紛失したことが発覚し、その後、教育委員会へ連絡があった。データの中身は生徒の身長、体重等が記されたデータを暗号化されたものであるため、その中身を開いてみることは困難であると思われる。そして、3月6日に保護者説明会を開き、事件の概要説明とおわびをした。その後もまだ発見には至っていないが、今後の対応策として、個人情報の取り扱いに対する意識改革を図るためにも、研修等の指導を徹底し、再発防止に努めたいという答弁がありました。

諸支出金では、基金残高の見込みについての問いに対し、平成19年度末で約18億1,800万円、平成20年度末で約5億4,500万円の見込みであるという答弁がありました。歳入では、市民税、法人税が前年度と比べてかなりの減額になっている理由についての問いに対し、市民税においては景気の低迷、団塊の世代の退職により大きな割合を占める給与所得が引き続き減となることや、法人税においては大手企業の収益は堅調な形で伸びているが、設備投資の関係で減となる見積もりである。一方、固定資産税については、新築住宅の伸びや大手企業の設備投資などにより、前年度よりも増額の予算となっている。また、徴収

については、現年課税分は税源移譲の関係で個人市民税において厳しい状態であるが、ほぼ前年度並みの徴収率を確保できると考えている。滞納繰越分については、部課長級の全職員と税務課、市民課の協力を得て、市税等特別収納対策本部を組織して取り組み、その効果があらわれているという答弁があり、また地方交付税が前年度より3億円増額となっているが、地域再生対策費など、算定の内容についての問いに対し、平成20年度の予算は19年度の補正後の額と変わらないものであり、19年度から新型交付税の算定方法となっている。地域再生対策費については、人口1次産業の比率、林野面積、耕地面積などを加味した中で、平成20年度は臨時財政特例債に振りかえて、基準財政需要額に算入されることになっており、総務省の試算値は7,200万円となっているという答弁がありました。

総括では、再度、職員給与の前歴加算の問題で、合併して給料体系はどういう趣旨、基準で定められたのかという問いに対して、給料は生活給であり、個々のいろいろな問題があり、そういう給料の調整はしていないという答弁があり、また、合併して一元化を図るべきではという問いに対して、何をもちて格差というのか、その実態を精査して、不合理なことがないかどうか、こういう機会に改めて調査をしていきたいという答弁があり、また、市の財政状況について指標で説明してもらいたい、財政健全化法に基づく市の財政状況についても伺いたいという問いに対して、平成19年度の見込みの数値で、経常収支比率が91.6%、3年平均の起債制限比率が10.3%、財政力指数が0.677であり、財政健全化法については四つの指標を持って、今後の地方公共団体の財政の健全性があるか否かを判断されるものであり、仮試算では判断基準となる三つの指標とも早期健全化基準には当たらない状況であるという答弁があり、また、新市建設計画の進捗状況についてという問いに対して、進捗率は学校教育の充実の分野で21%、健康・医療・福祉の充実の分野で10%、産業育成、農業振興総合整備事業等の分野で19.5%、生活環境の整備の分野で1.7%、都市基盤整備の分野で10.8%、全体では11.5%となっているという答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第29号についてであります。

質疑では、国民健康保険税の見直しをされなかった根拠についての問いに対して、一番の大きな問題は後期高齢者医療制度がどのように成熟していくのか、また、特定健診の目標率の達成がどうなるのかであり、まだまだ不確定な部分が多く、当面は見守っていかうという中で、平成19年度の決算見込みをもとに、平成19年度は1億8,500万円、平成20年度は2億円、21年度は1億5,000万円のルール外の一般会計からの繰り入れをお願いしていくという答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第30号についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第31号についてであります。

質疑では、一般高齢者介護予防普及啓発事業委託料の内容についてという問いに対して、いきいきヘルス、社会福祉協議会でお願いしている水中運動教室、ウエルネス新庄の健康教室があり、平成20年度は認知予防の普及啓発教室を新規に立ち上げており、地域予防の活動支援ということで、各地域の公民館を利用しての運動教室の支援をしていきたいという答弁があり、さきの事業を行っての感想はという問いに対して、お互いの健康について楽しくお話ししながら過ごしていただいております、参加者の方は今後においても継続してやっていきたいと感じられておることや、運動面で立って歩くことも軽くなったという感想を聞かせていただいております、平成20年度についてもその事業を継続し、参加者がふえることを望んでいるという答弁があり、高齢の方も気軽に参加していただけるよう、ゆうあいバスの利用を考えてもらいたいという要望がありました。

また、地域支援事業の介護予防事業の成果についての問いに対し、参加者にアンケート調査を行い、大部分の方から以前よりもよくなったと実感してもらっているが、今後は参加人数をもっとふやし、効果のあるものにしていきたいという答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第32号についてであります。

質疑では、水洗化率が伸び悩んでいるが、これから下水道債の償還のピークが来る中で、水洗化率向上への対策はという問いに対して、広報や未接続の家庭に職員が足を運び、市の整備状況も説明しながらお願いをしている。新規の分についても、1件当たり5万円の助成をする方向で、水洗化率の向上に努めているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第33号についてであります。

質疑では、予算が前年度に比べて全体で5万円ふえただけだが、食材費等が高騰している中でやっていけるのかという問いに対して、外国の冷凍食品なり、食材が使えない状況やガソリンの高騰による運搬費への負担の増といったこともあるが、子どもたちに安全で安心して給食を食べてもらえるよう、メニューにも工夫を凝らし、栄養価を損なわないよう努めていきたいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第34号についてであります。

回収の見込みがない債権のことなど、若干の質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第35号についてであります。

質疑では、墓地を買ってそのまま放置されている区画についての対応はという問いに対して、3年に一度、管理料の督促をしており、同時に管理の徹底を促す旨の通知をしているという答弁がありました。そして、墓地の新設区画工事を新しい試みで実施することで、一定の成果が得られたと思うが、繰越明許になったことについては、どのような理由があるにしても原則年度内に完成しなければならない、今後はこのようなことがないようにし

ていただきたいという指摘がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第36号についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第37号についてであります。

質疑では、後期高齢者医療制度の財源の内訳はという問いに対し、被保険者から徴収した保険料で1割、若人から支援金としての保険料で4割、公費からは国から12分の4、県と市からそれぞれ12分の1ずつ負担した財源で賄われるという答弁がありました。

また、資格証の発行基準はという問いに対して、法では滞納して1年で資格証を発行することとなっているが、運用については広域連合で要綱が作成中であり、まだ詳しくは決められていないので、お年寄りの立場に立っているいろいろと考えていかなければならないと思っているという答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第38号についてであります。

質疑では、平成20年度の事業計画と経営方針はの問いに対して、水道事業は安全・安心な水を安定して供給することだと自覚している。現状としては水道使用料が伸びない状況であり、また、排水設備や建物の老朽化に伴う支出も多くなる。しかし、山麓地域の方々の協力によって豊富な原水の確保ができ、県水の受水においても25%という低水準に抑えられているので、今後も自己水の確保を第一に考え、十分努力しながら健全な企業経営に取り組みたいという答弁がありました。

また、有収率を上げるためにどういう取り組みをされているのかの問いに対し、現在の有収率は94.5%だが、率の向上については下水道工事の進捗に伴う浄水場の老朽管布設がえ工事の実施や、漏水の早期発見、対応ということに心がけていきたいという答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上でございますが、そのほかにも各委員から活発に質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されたことを申し添えて、当委員会の報告といたします。

西川議長 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第25、議第28号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

17番、白石君。

白石議員 議第28号の平成20年度葛城市一般会計予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

まず、市民の暮らしと地方経済や地方自治体の財政に重大な影響を及ぼす、平成20年度政府予算案や地方財政計画についてであります。

福田内閣が生活者、消費者が主役と強調した平成20年度政府予算は、それが全くの偽りであることが明らかになっています。構造改革路線の転換が必要であるにもかかわらず、生活者が主役どころか、社会保障の関係費を2,000億円も抑制するなど、国民の暮らしに冷たい構造改革路線に固執しています。しかも、道路特定財源や大企業の優遇税制、軍事費など、本来メスを入れるべき聖域には全くメスを入れておりません。国民の暮らしは小泉、安倍政権と続いた構造改革路線によって、家計は痛めつけられ、貧困と格差が広がっています。民間給与所得者で年収200万円以下の人が、平成18年1年間で40万人以上もふえ、1,022万人に達しました。生活保護受給世帯も108万に上ります。家計の可処分所得は平成9年度の304兆6,000億円から、平成18年度には280兆8,000億円へと大きく減少をしています。しかも、原油・穀物市場の高騰を受けた生活必需品や原材料の値上がりが家計に追い打ちをかけています。地方財政に大きな影響を与えた三位一体改革の3年間で、国庫補助金の削減の総額は5兆2,000億円に達しました。これに対する財源対策は、所得譲与税交付金化などで、合わせて3兆8,000億円にすぎず、差し引き1兆3,000億円近い地方財源が削られたことになるのであります。

地方交付税は、3年間で5兆1,000億円減らされました。

一方、この3年間で地方税収は2兆4,000億円ふえていますので、この分を差し引きますと、2兆7,000億円も財源が削られたこととなります。合併と三位一体改革が重なった葛城市の平成16年度から平成17年度の交付税総額と臨時財政対策債の合計額の平均は、約36億円であります。合併前の平成13年度から平成15年度の當麻・新庄両町の合計額の平均は約44億円であります。比較をしますと8億円程度が減額をされ、合併前の81%に落ち込んでいるのであります。多額の財源不足が生じ、葛城市の財政が困難に陥るのは当然であります。三位一体改革は平成18年度でひとまず決着しましたが、地方の自由と裁量が広がるどころか、財政悪化がさらに進み、住民にとっては負担の増大とサービス後退への不安を広げることになりました。地方分権の推進は名ばかりと言わなければなりません。この三位一体の改革を受け入れ、真の地方分権が推進できる国の方針を基本にすることが当然であるとする首相の姿勢は容認できないものであります。

平成20年度の地方財政計画は小泉構造改革路線、特に平成18年度の骨太方針の地方財政抑制政策路線をしっかりと継承しています。一方、参議院選挙で示された地方の反乱への対策として、地方再生対策費4,000億円を創設し、実質的な地方交付税が約4,000億円増額になっています。

ところが、平成19年度末までの地方交付税抑制路線は継承されており、この分が単純に

増額になっていないのであります。集中改革プランなどの推進で、支出を削減して財源を生み出すことが前提になっているのであります。結局、平成20年度の実質の地方交付税は平成19年度とほぼ同水準に抑え込まれているのであります。平成20年度も5兆2,476億円の財源不足が生じました。総務省も認めているように、平成8年度以降、13年連続して地方交付税第6条の3第2項の規定に該当する巨額の不足が生じる事態となっています。法の規定に基づき、地方交付税の税率の引き上げや抜本的な制度改正を行い、地方の財源を保障すべきであります。

さて、葛城市の平成20年度一般会計予算は、前年度に引き続き、多額の財源不足が生じ、財政調整基金等の積立金から13億4,000万円の繰り入れ等によって収支の均衡が図られています。近年の財源不足の増大は、財政需要がふえるもとで、三位一体改革による地方交付税や国庫補助負担金等の削減が大きな原因であることは明白であります。平成20年度の個人住民税の所得割額は15億1,400万円で、国から税源移譲分2,800万円の増収見込み、定率減税の廃止や老年者控除、公的年金控除の廃止・縮減による課税強化にもかかわらず、1億1,760万円の減収になっています。地方経済の低迷や団塊世代の給与所得者の定年退職、構造改革路線のもとで相次ぐ労働法の改悪により、若者の2人に1人が派遣や請負、パートなどの非正規雇用の拡大によって、若年層からの税収が上がってこないなどの要因によるものであります。固定資産税は土地で7億8,800万円、前年比1.15%の増と、地価公示価格が17年連続して下落をしているにもかかわらず、固定資産税の過重な負担は住民生活を圧迫しています。不当な公示価格の7割評価を、もとの3割評価に改めるべきであります。何よりも住民が生きていく上で欠かすことのできない土地や家屋等は非課税とするなど、収益還元方式を課税の原則とすべきであります。

次に、寄附金の名による住民負担の問題についてであります。

防火水槽や消火栓の設置費用の10分の1に当たる防火水槽設置寄附金、あるいはホースや消火器具などの設置費用に係る3分の2の地元負担の廃止を求めます。住民の安全や健康、福祉を守り、充実することは地方自治体の責務であり、市の責任で率先をして整備されるべきであります。地方財政法第4条の5、割り当てる寄附金の禁止の規定に照らしても、寄附金の名目で地元負担を徴収することは認められないものであります。

次に、防犯及び交通安全対策についてであります。

旧當麻町では防犯灯の設置費用等が全額負担だったにもかかわらず、これらの設置や修理に対する2分の1の負担は継続をされています。サービスは高く、負担は低くの約束を裏切るものであり、認めることはできません。早急な改善を求めます。

次に、障害者福祉についてであります。

支援費制度から自立支援法に大改悪され、段階的に施行されています。これまで障害者福祉サービスは収入に応じた負担方式で、ほとんどの人が無料で利用できたものが、原則1割の定率負担が導入されました。わずかな年金収入が頼りの障害者にとっては大きな負担であります。障害者の自立を妨げるもので、容認することはできません。ふれあい作業所などの小規模作業所は、懸命な経営努力にもかかわらず、新法への移行による施設運営

の財政的見通しが立たず、存続が危ぶまれる事態になっています。引き続き、葛城市の支援を求めるものであります。

次に、農業振興についてであります。

日本の食料自給率はカロリーベースで初めて40%を割り込み、39%という最悪な水準に落ち込みました。それでも水田農業構造改革推進事業の名による150ヘクタールの転作が計画されています。生産調整にもかかわらず、米価は平成6年の60キロ当たり2万2,000円から平成19年の1万3,000円と、40%以上も下落しています。米作農家の1時間当たりの労働報酬はわずか256円と劣悪であります。大規模な生産者でも生産費を賄えない状況になっています。しかも、国は生産調整を押しつける一方で、アメリカなどから年間77万トンもの大量の米を輸入しています。これでは農家の生産意欲を奪い、水田の荒廃、転用を一層加速させ、農業経営をますます窮地に追い込み衰退させてしまいます。葛城市の農業と耕作地をつぶす減反政策は認めることができません。農業を葛城市の基幹産業と位置づけ、これまでの基盤整備に多額の予算を配分する公共事業中心の農業政策を改め、農業経営を支える所得保障や価格補償制度を創設し、農と住が連携した都市近郊農業の促進や地産地消の促進、農地の保全・拡大などに予算を重点配分し、国の支援から排除されている大多数の家族経営を中心とした農業経営を支援し、これらの農家を巻き込んだ集落営農等を発展させるべきであります。

都市基盤整備並びに道路整備事業についてであります。

新市財政計画が合併初年度に破綻したもとの、新市建設計画を初め、旧町から引き継がれてきたまちづくり交付金事業や街路事業、緊急地方道路整備事業など、膨大な事業費を投入する土木費は、前年比18.5%と突出した伸びになっています。平成21年度までに完了させようという意図ではありますが、多額の財源不足が解消されず、基金が底をつく財政状況のもとでは認めがたいものであります。平成21年度を待たず、すべての事業を抜本的に見直し、事業の中止や縮小、工期の延長など、事業の縮減を行い、今日の社会経済情勢や葛城市の財政状況が反映された新たな財政計画のもとで進めることを求めます。

また、幹線道路都市基盤整備事業優先を改めて、市民の身近な通勤・通学・買い物道路などの生活道路の整備やバリアフリーな公共施設の整備に予算を重点配分し、障害者や高齢者を初め、乳母車でも安心して利用できる道路整備や公共施設の整備を計画的に進めることを求めます。

次に、消防費についてであります。

消防ポンプ車や救急車が充足されているにもかかわらず、消防職員の充足率は69%と20人も不足しています。これでは消火活動と救急活動を兼務せざるを得ず、消防力の低下をもたらすこととなります。意気込みだけでは市民の生命・財産を守ることはできません。消防力の整備指針は最小限の基準であります。早急な改善を求めます。

また、大災害に対処する等の理由で、国が進める消防の広域化が市民や議会が知らない間に着々と計画が進められていることは、住民自治の原則を踏みにじるものであります。増田総務相は広域化は自主的な判断であり、国の指針や推進計画に市町村は拘束されない

と明言しています。当然のことであります。県民、市町村に何の相談もなく、一握りの人たちが広域化の推進計画を策定し、広域化を押しつけるやり方は到底認めることはできません。

次に、図書費についてであります。

図書購入費が前年より半減され500万円となっています。まず、このような大幅な削減は教育委員会だけで判断するのではなく、利用者、市民、各種団体等のコンセンサスを得ることが大事であります。何よりも図書館の歴史的現代的役割からして認めがたいものであります。図書館は不断に情報の収集や発信活動を担うとともに、広く市民に門戸を開いています。多くの市民がこの図書館活動に参加することによって、言論や出版の自由を支え、国民の知る権利を保障するなど、民主主義を守り発展させる大きな役割、文化や芸術をはぐくむ土台の役割を果たしているのであります。このような役割を担う図書館の充実こそ予算を重点配分し、市民と協働した活動を充実すべきであります。

妊婦健診の公費負担回数の5回への改善、耐震診断に対する全額公費負担等の充実改善は大いに評価できるものであります。以上の理由により反対せざるを得ません。討論を終わります。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

4番、藤井本君。

藤井本議員 議第28号 平成20年度葛城市一般会計予算について、私は賛成討論をさせていただきます。

本市財政の現状につきましては国庫補助金の改革、税源移譲、交付税の改革といった、いわゆる三位一体の改革が進められてきた中で、税収等経常的な財源についても減額が見込まれているところでございます。

また、歳出においては、医療費を初めとする扶助費や各特別会計への繰出金などの増加により、大変厳しい状況にあると言えます。こういった状況下ではあります。まちづくりの根幹であります葛城市総合計画に掲げられた具体的な方策に沿って、ソフト面では各種の福祉施策や教育の充実が図られており、また、ハード面においては都市計画事業、幹線道路基盤整備事業、学校施設の整備などが進められています。それらに加えて市独自の新規事業等々、バランスのとれた施策が盛り込まれた平成20年度予算になっていることに対し、私は賛成できるものでございます。

なお、今回の予算特別委員会においては、委員長から報告がありましたように、この一般会計予算審議の中でも貴重な質問や意見、また、委員から要望がたくさん出ました。これらは市民サービスの向上につながるためのもの、また、より大きな成果を出すためのものというふうに思われます。どうか十分にご検討いただきまして、積極的な対応をお願いしたいと思います。

平成20年度は機構の見直しも実施されます。また、引き続き行財政改革にも努めてもらわなければなりません。どうかそれぞれの事業の推進に当たりましては吉川市長以下、職員の方々が一丸となってご尽力をいただきますことを要望いたしまして、私の賛成討論

といたします。

以上です。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第28号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西川議長 起立多数であります。

よって、議第28号は原案のとおり可決されました。

日程第26、議第29号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

17番、白石君。

白石議員 議第29号の平成20年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

葛城市国民健康保険事業は、合併前のサービスは高く、負担は低くの約束を踏みにじり、医療費の大幅な伸びや加入者の増加等を理由に、平成18年度に平均で17%を超える大幅な税率の引き上げが実施され、さらに自民・公明政権のもとで年金収入が削減され、9年連続勤労者の所得が減っている上に、定率減税や老年者控除の廃止、介護保険料の引き上げなど、市民の暮らしと経営が大変な状況に追い打ちをかける過重な負担を強いたのであります。

国保加入世帯の所得分布を見てみますと、所得ゼロの世帯が1,650世帯で、全世帯に占める比率は25.3%、所得100万円以下の世帯では2,904世帯で、比率は44.4%。さらに200万円以下の世帯となりますと、4,370世帯で、その比率は66.8%にもなります。もともと国保の加入者は、所得の低い人たちが多く加入している保険なのであります。

ところが、国保税は収入がなくても、少なくとも平等割や均等割、資産割がかかり、他の税金に比べて過重な負担となる仕組みになっています。払いたくても払えない人がふえ、滞納世帯は国保加入世帯の20%を超える状況になっています。そして、国保税が払えなくて、1カ月、3カ月、6カ月の短期保険証が発行されている世帯は232世帯と、年々ふえる傾向にあります。重い税負担に耐えられず、滞納を余儀なくされている所得の低い加入者に対する安易な短期保険証の発行はやめるべきであります。加入者の実態に即した葛城市独自の減免制度をつくり、滞納の発生を未然に防ぎ、だれもが安心して医療にかかれる国保制度の確立を求めます。

国保制度は国の責任で国民に医療を保障する社会保障制度であるにもかかわらず、国保財政が困難に陥り、国保税の引き上げが続いてまいりました。それは国保事業に対する国の負担を大幅に削減したことが最大の原因であります。昭和59年には総医療費の45%から

38.5%に国庫負担を引き下げました。法定減額に対する国の負担を4分の3から2分の1に減らすなど、昭和59年までは国保の収入に占める国の負担割合は約50%ありましたが、平成7年度には36%へと大幅に削減されているのであります。国保財政の健全化を、加入者の負担に求めるのではなく、国にこそ削減された国庫負担率をもとに戻すなど、法に基づく責任を果たすことを強く求め、だれもが安心して医療にかかれる社会保障制度として再構築すべきであります。

さらに、後期高齢者医療制度の創設に伴い、保健事業として特定健診等が導入されました。メタボリックシンドロームの予防・改善に、保険者は腹囲測定を軸にメタボリックシンドロームの加入者を見つけ出し、保健指導を行うことを義務づけています。重大なことは健診の受診率、保健指導の改善率、該当者や予備群の減少率が政府の決めた期限内、平成24年までに国の参酌基準に達せなければ、後期高齢者医療に10%の支援金の加算というペナルティーが課せられることになっています。健診の趣旨をゆがめ、肥満者に肩身の狭い思いをさせる保健事業は本末転倒であります。

また、健診に対する1割の負担も加入者にさらなる負担を強いるもので、同意できません。無料にすることを求めます。

さらに、後期高齢者医療制度の導入に便乗して、65歳から74歳の加入者の保険税が年金から天引きされることになりました。生存権を保障する生計費非課税の原則をないがしろにするもので、年金からの天引きはやめるべきであります。

以上、反対討論を終わります。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

11番、岡島君。

岡島議員 議第29号 平成20年度葛城市国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

現在、国民健康保険制度を取り巻く環境は、高齢者や低所得者が多いという構造的な問題が解決されない中で、ますます高齢化が進み、全国的にも相当厳しい状況が続いているところでございます。

そうした中で、今回、医療制度改革関連法が成立し、抜本的な改革が行われることになり、その改革の中で最大の柱とも考えられます後期高齢者医療制度の創設による財源を確保するための税率の見直しを図る中で、新たな負担は求めないという考え方を基本としながら、税率の見直しが行われながら、特定健診・保健指導等の義務化に伴う保健事業等、その他、多岐にわたる制度改正がふくそうしてるところですが、こうした改革は国民健康保険制度を堅持する上で必要なものと考えられるものであり、この制度に沿った取り組みを考慮しながら、医療財政の円滑な運営を図るための予算の編成が行われたものであると判断いたすところであります。

以上のことからして、本予算につきましての賛成討論といたします。

終わります。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第29号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)

西川議長 起立多数であります。
よって、議第29号は原案のとおり可決されました。
日程第27、議第30号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第30号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第30号は原案のとおり可決されました。
日程第28、議第31号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。
17番、白石君。

白石議員 議第31号の平成20年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

本介護保険特別会計予算は、第3期介護保険事業計画に基づき実施された1号被保険者の保険料改定で、月額基準額は2,650円から一挙に54%、1,450円も引き上げられ、月額4,100円、全国平均4,090円を上回り、年額で4万9,200円、年間1万4,000円もの負担増になっています。保険料の大幅な負担は、年金収入が減少しているにもかかわらず、医療費の自己負担の引き上げや定率減税や老年者控除の廃止など、高齢者への負担強化と相まって、高齢者の生活に深刻な影響を与えています。年金収入が年額18万円に満たない普通徴収の方々の収納率は年ごとに低下をし、平成19年度の収納率は88.7%、前年比1.3%低下をしています。生活の困窮が進む中で、払いたくても払えない状況になっているのであります。高い保険料の最大の原因は、介護に係る国庫負担の割合を50%から25%に引き下げたことにあります。しかも、このうち5%は後期高齢者の比率の高い市町村に重点的に配分される調整交付金であります。全国市長会や全国町村会が繰り返し要望しているように、この調整交付金は25%の別枠にして、国庫負担割合を30%に引き上げ、介護保険料を引き下げるべきであります。

さらに平成17年10月から、これまで介護保険の対象とされていた食費や介護施設の居住

費を介護保険の対象から外され、原則として食費や居住費の全額を利用者負担とされました。この結果、市民税非課税世帯でない人が特別養護老人ホームを利用すれば、改定前に比べて多床室で月額2万5,000円、従来型個室なら4万8,000円、ユニット型個室では3万円もの大幅な値上げが押しつけられたのであります。市内に老健施設が設置されたにもかかわらず、給付の見込みが下回りました。施設への入所を我慢している様子がかえるのであります。保険料や利用料の過重な負担は認めがたいものであります。早急な市独自の減免制度の整備が求められます。

さらに、地域支援事業の実施によって、これまで国・県・市が分担して全額公費で実施されてきた高齢者の保健福祉の事業を介護保険に取り込んで、その費用を介護保険で賄うこととされたのであります。国はこのたびの改定で、介護予防事業に係る国庫負担を減らしました。その分、介護保険料の引き上げになります。介護予防の取り組みを充実すればするほど、保険料がその分値上げになるのであります。このような仕組みはやめるべきであります。特別養護老人ホームなどの施設利用者に対する大幅な負担増や、軽度の人の介護サービスの切り捨てなど、これまで政府が盛んに言ってきた家族介護から社会が支える制度、サービスが選択できる制度の宣伝文句は全くの偽りであったことをみずから証明をしています。

我が国の高齢社会へのテンポは、平成27年には高齢者のひとり暮らしの世帯が高齢者世帯の3分の1に当たる570万世帯に増加し、認知症の高齢者も現在の150万人から平成27年には250万人に増加することが予想されています。この高齢社会の見通しから明らかになることは、家族介護に依存している現状を早急に改善することであります。

特別養護老人ホームなどのサービス基盤の整備が重要であるということであります。2年、3年と待たなければ入所できない特別養護老人ホーム、本市の待機者は60名にもなっています。ショートステイもいつも満杯の状況で、高齢者家族の緊急事態に対応できません。国の対応を待っていては間に合いません。民間事業者の参入に頼らず、葛城市の責任でサービス基盤の整備に着手すべきであります。

以上、討論を終わります。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

11番、岡島君。

岡島議員 議第31号 平成20年度葛城市介護保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

平成20年度は、平成18年度から始まりました第3期事業計画期間の最終年度に当たります。第3期では、高齢者の方々の介護保険料は大きく上昇を見たところでございます。また、介護保険制度の改正に伴う介護予防への取り組みなど、さまざまな事業の展開が求められる一方で、介護サービスの質の向上なども求められています。

本市では、介護老人保健施設やショートステイ施設を併設したデイサービスセンターなどが整備され、より身近な場所で介護サービスの利用ができる基盤整備が行われましたが、今後も市民の皆さんとサービス事業者及び関係機関の連携のもと、介護予防、自立支援を

進めていただきたいと思います。

さらに、地域包括支援センターが相談窓口として重要な機関となってきています。虚弱な方から常時介護を必要とする人まで、高齢者の支援をなお一層進めていただきたいと思います。をお願いいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第31号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西川議長 起立多数であります。

よって、議第31号は原案のとおり可決されました。

日程第29、議第32号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第32号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第32号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第30、議第33号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第33号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第33号は原案のとおり可決されました。

日程第31、議第34号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第34号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第34号は原案のとおり可決されました。

日程第32、議第35号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第35号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第35号は原案のとおり可決されました。

日程第33、議第36号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第36号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第36号は原案のとおり可決されました。

日程第34、議第37号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

17番、白石君。

白石議員 議第37号の平成20年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について、反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は平成18年6月、自民・公明両党が強行した医療改革法によって導入されました。本年4月から75歳以上の高齢者は、これまで加入してきた国保や組合健保などを脱退させられ、加入させられることとなります。本制度によって、保険料は所得割が7.5%、均等割が3万9,900円となり、平均年間保険料は8万3,400円にもなります。

さらに、年金額が月1万5,000円、年額18万円以上の人は、介護保険料と合わせて後期高齢者医療保険料を年金から天引きされることとなります。また現在、扶養家族として被

用者保険に加入している人も、すべての人々が保険料を払わなければならなくなるのであります。しかも保険料は2年ごとに改定され、医療給付費の増加と後期高齢者の人口比が増加するのに応じて、保険料が引き上げられる仕組みとなっています。後期高齢者医療制度は75歳以上の人を他の世代から切り離し、際限のない負担増を押しつける医療制度であり、認めることはできません。

さらに、後期高齢者医療制度では、保険料が払えず1年以上滞納すると悪質滞納者とみなされ、保険証を取り上げられ、かわりに資格証明書が発行される仕組みが導入されています。これまでは75歳以上の高齢者は老人保健制度の対象者として、被爆者や結核患者と並んで保険証の取り上げが禁止されていました。これが4月から老人保健制度が廃止され、75歳以上の人からも保険証の取り上げが可能になるのであります。これでは皆保険制度は崩壊をしてしまいます。資格証交付制度は直ちに廃止すべきであります。

さらに、後期高齢者が受けられる医療を制限し、年金で差別医療を押しつけようとしています。74歳以下の人に対する医療とは、診療報酬を別建てにするなど、後期高齢者の診療報酬を改定し、高齢者担当医のみを対象にした後期高齢者診療、診療費6,000円を包括払いとし、上限をつけるなどであります。高齢者の医療内容の劣悪化を推し進めるものであり、認めるわけにはまいりません。

後期高齢者医療制度のねらいは、医療費のかかる75歳以上の高齢者をひとまとめにして際限のない負担と差別医療を押しつけることで、医療費を抑えることにあります。国の負担を削減をするために、高齢者を差別する医療制度の施行を担い、高齢者に耐えがたい負担を押しつける後期高齢者医療保険特別会計予算は認めることはできません。制度の中止、撤回を求めるものであります。

以上、討論を終わります。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

3番、西井君。

西井議員 議第37号 平成20年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

今回新たな制度として後期高齢者医療制度が創設されることになりましたが、この制度は急速な高齢化に伴い、老人医療費の増大が見込まれる中で、現行の老人保健制度を世代間の負担割合を明確にし、公平かつわかりやすい制度に改革される必要があるとされ、75歳以上の後期高齢者を対象とする独立した医療保険制度として、高齢化社会に対応した仕組みとして構築されたものであると思われまます。

こうした高齢者の医療制度が将来にわたり存続されるとともに、老人保健制度と同様に、効率的に円滑なる運営をなされるものと判断いたすところであります。

以上のことを勘案して、本予算につきまして賛成討論といたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第37号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西川議長 起立多数であります。

よって、議第37号は原案のとおり可決されました。

日程第35、議第38号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

17番、白石君。

白石議員 議第38号の葛城市水道事業会計予算の議決について、反対の討論を行います。

水道事業は一部の住民に限定されたサービスから、今日、普及率が100%近くになっているように、すべての市民を対象に1日として欠かすことのできない生活水を供給する国民皆水道の事業に発展をしています。

水道事業は水道法において、正常にして豊富低廉な水の供給が目的と規定され、地方公営企業法では、その本来の目的である住民福祉を増進するように運営をされなければならないと公共性の優先が規定されているように、住民生活に必需的な生活水の供給を担い、住民の生存権を保障するという公共性の高い企業であり、また、浄水場や配水池、広大な配水管敷設など、施設整備の建設改良に巨額な資金が必要とされ、経営が悪化したからといって安易に水道料金を値上げすることのできない採算性の低い事業であることが、これまでの議論で共通の認識になっています。

ところが、このような役割と経営環境に置かれている水道事業は、地方財政法によって一般会計からの繰り入れを制限した経費の負担区分制度を前提に、独立採算性の経営原則が採用されています。地方自治体が経営する企業にもかかわらず、事実上、一般会計から遮断された経営が強制されているのであります。

さらに、この独立採算性は、採算性の低い水道事業に施設設備の建設改良に必要な巨額の資金を企業債、つまり借金によって賄う独立した資金調達の方法と、その元金利子の償還費や資産の減価償却費など、すべての費用を水道料金で賄うという受益者負担方式によって、公共性よりも経済性を優先する仕組み、民間企業よりも厳しい経営方式が強制されているのであります。

大規模な建設改良工事を実施すれば、減価償却費や企業債の元利償還の増嵩によって、たちまち経常収支が悪化し、料金の値上げをしなければ借金の返済も減価償却費の積み立てでもできなくなる仕組みなのであります。一般会計からの繰り入れが制限され、建設資金を企業債に求めなければならない、いびつな独立採算性が水道料金の値上げを誘導しているのであります。株式資本をもとに施設を建設し、事業展開を行う民間企業が、事業収支がとんとん、赤字ならば配当もないという仕組みと比べても、民間企業以上の超企業的な経営が押しつけられていることは明らかであります。住民福祉の増進が目的の地方自治体が経営する企業であり、発足当初の一部の住民に限定されたサービスから、住民にとって

必需的、公共的サービスとなっている水道事業は、経営の基盤である施設設備の建設改良等に必要な資金は租税を中心とした一般財源に求めるべきであります。

また、国は水道施設整備の建設改良等に対する補助制度を拡充すべきであります。本来、真の独立採算性とは、このような社会的費用を一般財源で賄った上で、その目的、独立的運営を保障することにあると考えます。

このように公営企業の矛盾や欠陥を、永年にわたって放置している国の怠慢は認めることができません。

また、国に追随し、現行制度を容認する市長の姿勢も認められないものであります。

住民に必需的なサービスを提供する公営企業の役割を直視し、いびつな独立採算性や超企業的な会計方式は抜本的に見直すべきであります。

次に、県水受水と自己水源の確保・開発についてであります。

平成20年度の県水は、予備量も含めて132.5万トンと、総配水量501万トンに占める割合は25%程度になっております。大口消費者への供給や渇水対策など、やむを得ない事情もありますが、県水の受水は最小限に抑えるべきであります。

さらに、葛城山溪の恵まれた自然を生かし、希少な雨水を有効に活用する自己水源の確保・開発が必要であります。山林所有者の協力を求め、手入れ不足で過密になっている杉やヒノキの人工林の適度な間伐を行い、保水力の回復を図ること。広葉樹の植林に着手をするなど、水をつくる山林の機能回復を水道事業の重要施策として位置づけ、計画的に推進することを求めるものであります。

給水原価は141円59銭、供給単価は147円55銭と、回収率は104.2%となり、単純計算でトン当たり5円96銭の利益が出ることになっております。長年にわたり自己水源の確保や有収率の向上など、企業経営の改善に日夜努力されている職員の努力のたまものだと思います。また、水源地大字の多大な協力が、この水道事業の成果を生んでいるものであり、大いに評価され、感謝されるべきと考えます。

しかし、以上の理由によって反対せざるを得ません。

討論を終わります。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

3番、西井君。

西井議員 議第38号 平成20年度葛城市水道事業会計予算につきまして、賛成の立場から討論いたします。

水道事業会計は、公営企業会計として独立採算性の原則に基づき運営している中で、水道事業の基本収入である水道料金は厳しい経済情勢に加え、節水機器の普及などによります生活環境の変化で、水道水の使用水量が伸びず、給水収益の増加が見込めない中で企業債の繰上償還や、自己水源確保のための耐震補強工事も国の補助事業を確保した予算でございます。

また、水道事業を取り巻く環境は依然として厳しい中ですが、水道事業の責務であります安全で安心な水の安定供給に努められ、今後なお一層、自己水の確保に努力され、効率

的な経営努力を図られることを要望いたしまして、本予算に賛成いたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第38号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西川議長 起立多数であります。

よって、議第38号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後4時09分

再 開 午後4時29分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

あらかじめ本日の会議時間は議事の都合により延長します。

日程第36号、発議第1号 葛城市議会委員会条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

14番、南 要君。

南議員 ただいま議題となりました発議第1号 葛城市議会委員会条例の一部を改正することについて、提案理由の説明をいたします。

このたび議第6号 葛城市行政組織条例の一部改正によりまして、都市整備部及び産業建設部が都市産業部に改編されますので、それに伴い委員会条例の一部を改正するものがあります。

なお、施行日につきましては平成20年4月1日となっております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明といたします。議員皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

西川議長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第1号議案を採決いたします。

本案を可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決しました。

日程第37、発議第2号 中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

5番、吉村優子君。

吉村議員 ただいま上程を賜りました発議第2号 中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書について説明させていただきます。

中小企業を取り巻く経営環境は厳しいものがある。原油・原材料の高騰がオイルショック以来の記録的な価格となる一方で、親事業者への納入価格、公共事業体の落札価格は低迷を続けるなど、下請いじめ、低価格入札が横行し、中小企業は今や危機的状況にあると言っても過言ではない。

こうした状況にかんがみ、昨年12月、福田総理は原油高騰、下請中小企業に関する緊急対策関係閣僚会議を2回開催し、関係省庁に対して、原油高騰の影響を受ける中小企業に所要の緊急対策を指示したところである。深刻な影響をこうむる中小企業に対して、政府がとった一連の措置については一定の評価を下すものの、今回の緊急措置が場当たりの対策に終始しないよう、今後は中小企業における金融支援策の強化や経営指導を効果的に行う相談窓口体制の構築など、中小企業底上げに対して一段と踏み込んだ対策を講じることが必要である。

我が国企業の99%を占め、日本経済を下支えする中小企業が健全な経営環境を取り戻し、地域経済の発展に寄与するため、政府に対して中小企業底上げ対策の一層強化を図るよう、次の事項について強く要望する。

1、中小小規模企業者の金融支援をトータルに行うための(仮称)中小企業資金繰り円滑化法の早期制定。

2、各省庁所管のもと、数多くある中小企業相談窓口を一体化すること。

3、公正な取引を実現するため、下請代金支払い遅延防止法を厳格に運用すること。

4、下請適正取引のためのガイドラインの周知徹底を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。議員の皆様方の賛同を賜りますようお願い申し上げます。

西川議長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第2号議案を採決いたします。

本案を可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第38、発議第3号 道路整備のための安定的な財源確保に関する意見書についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

5番、吉村優子君。

吉村議員 ただいま上程を賜りました発議第3号 道路整備のための安定的な財源確保に関する意見書について説明させていただきます。

道路は活力ある地域づくりや豊かで潤いある快適な住民の暮らしを実現するための最も基本的な社会資本整備である。葛城市は工場、観光客誘致に力を注ぐとともに、大阪市のベッドタウンとして人口も増加傾向にある。南阪奈道路の開通により、奈良県中西部の玄関口として発展を期待されるまちではあるが、国道165号、大和高田バイパスの一部未完成区間を初め、工業地域での幹線道路整備、歩行者のための歩道整備等は依然として不十分な状況にある。よって、おこなっている地方の道路整備を引き続き着実に推進し、適切な道路管理ができるように道路整備のための財源を引き続き確保するため、次の事項について強く要望する。

1、地方においては道路整備の必要性が依然として高いことを踏まえ、おこなっている地方の道路整備を引き続き着実に推進し、適切な道路管理ができるよう、道路整備のための財源を引き続き確保すること。

2、道路特定財源諸税の暫定税率の延長及び地方道路整備臨時交付金制度の継続に関する法案の成立を、期限切れまでに確実にすること。

なお、道路特定財源の使用については、道路整備に限り適切に利用されること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。議員の皆様方の賛同をいただきますようによろしくお願いいたします。

西川議長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

16番、高井君。

高井議員 道路整備のための安定的な財源確保に関する意見書に、反対の立場で討論をさせていただきます。

今、ガソリン税などの巨額の税収を専ら道路につき込む道路特定財源と、本則税率を2倍に増税している暫定税率の継続か、廃止かが大きな争点になっております。

道路特定財源の制度ができましたのは1953年、当時、国道や県道の舗装率は5%というもとでした。しかし、舗装率97%と道路整備が進んだ現在では、むだな道路づくりに税金をつぎ込む自動装置となり、さらに1970年以降は暫定税率が適用され、さらにむだな道路づくりを加速させる役割を果たしております。

政府与党は暫定税率継続の最大の理由として挙げているのが、今後10年の事業量を59兆円とした道路中期計画にあります。この道路中期計画は国民生活に本当に必要な予算を積み上げたようなものではなく、まず59兆円の総額を確保し、それを使い切る、旧態依然としたやり方であることが国会の審議の中で明らかになっております。道路中期計画では基幹ネットワークの名目で24兆円が計上されています。その内容は高速道路や自動車専用的大型道路であり、これだけで全体予算の4割を占めております。ここでは20年前の第四次全国総合開発計画で掲げた1万4,000キロの高速道路建設が明記をされ、必要性和採算性が大問題になって、小泉内閣では白紙に戻すと表明せざるを得なかった放漫計画の復活であります。

また、福田首相らは通学路の歩道整備や段差解消など、バリアフリー化、防災対策が大事だと言っておりますが、59兆円のうち、これらを全部合わせても1割程度にしかならない内容であります。このようなバブルの大判振る舞いと総額使い切りの浪費を復活する中期計画は撤回をし、生活に必要な道路整備を優先する、通学路の安全確保やバリアフリー化、災害対策に厚く財源を向けることです。そうすれば、総額ももっと減らすことができるわけであります。

奈良県において地方道の整備がおくれていること、特に生活道路の整備、歩道など、子どもたちの通学路の整備は急務であることは言うまでもありません。

しかし、これだけ長い間、莫大な道路特定財源が続いてきたにもかかわらず、住民にとって本当に生活に必要な道路整備がおくれているのは、高速道路など、大規模事業中心で進んだ道路特定財源の仕組みに大きな問題があるというふうに思います。道路にしか使えない仕組みを改め、道路にも福祉にも医療にも使える一般財源にすべきものであらうと思っております。それを地方に交付税として財源を回し、地方が用途を自由に選択できるようにすることです。

また、住民は1万4,000キロもの高規格幹線道路の建設を求めているわけではありません。住民の声を反映して、緊急で必要性のあるところを中心とした道路整備を進めること、安心して暮らせる安全な生活道路整備こそ必要としております。葛城市に、そしてまた奈良県に本当に必要な道路は、地域を一番知っている自治体であり住民です。総額先にありきの使い切り予算でなく、一般財源化によってこそむだを省き、必要な施策に税金を投入す

ることができるものでございます。

以上、意見を述べまして、本意見書の反対討論といたします。

以上です。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

1番、山下君。

山下議員 私は、ただいま上程されております発議第3号 道路整備のための安定的な財源確保に関する意見書につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

先ほどありました意見書の中にもありますように、豊かで潤いのある快適な暮らしを実現するための最も基本的なインフラの整備、それは道路であることに間違いのないものと確信をいたしております。

我が国の経済発展は、トラック輸送の増大により目覚ましい発展を遂げましたが、それを支えてきたのは道路そのものであります。一般家庭におきましても、一家に1台の社会から2台、3台を所有する家庭が多く見受けられます。今日の、この車社会を安全に快適に通行できるよう、道路の改良、改修は必要不可欠であります。

本市におきましても南阪奈道路、大和高田バイパスを初めとし、市内幹線道路、生活幹線道路、バリアフリー対策と、道路特定財源を活用した道路整備が数多く行われていますが、本年3月をもって期限切れとなる暫定税率の廃止は、これらの道路整備が先送りとなり、全国で42位と言われる奈良県の道路整備はますます窮地に立たされます。奈良県におきましては道路の必要性はだれしも理解しているところであります。確かに各報道で明らかになっている道路特定財源の道路以外の使用については、改善すべき点が多く存在しています。道路特定財源の使い道を道路整備に限定することを前提としながら、暫定税率の延長により、おこなっている地方の道路整備を計画的に、また、着実に進めていくため、道路整備のための安定的な財源確保に関する本意見書の提出には賛同するものであります。

以上、本意見書の賛成討論とさせていただきます。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第3号を採決いたします。

本案を可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西川議長 起立多数であります。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第39、発議第4号 輸入食品・農産物の安全対策と検査体制の抜本的見直しを求め意見書についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

5番、吉村優子君。

吉村議員 ただいま上程賜りました発議第4号 輸入食品・農産物の安全対策と検査体制の抜本的

見直しを求める意見書について説明させていただきます。

中国製の冷凍ギョーザによる中毒事件は、これまでに体調不良を訴えた人が38都道府県で500人を超え、輸入食品を原因とした未曾有の事件となり、消費者の不安が増大している。この事件は食料の61%を輸入に依存している日本の検疫体制や食品安全体制の脆弱さにあり、国の責任は重大である。問題の製品は、検疫所で残留農薬検査を受けていないものである。これは国民の強い要求によって、2006年以降、輸入冷凍加工食品についても残留農薬検査対象になったにもかかわらず、厚生労働省は、加工食品は幾つもの原材料を使っているため汚染の特定と基準の設定が難しいという理由で、検査対象から除外しているため、膨大な量の冷凍加工食品が野放しにされていることに起因するものである。

しかし、検査をしていれば汚染材料の特定は難しいとしても、残留農薬は検出できたはずである。このため、年間200万件近い食品輸入の届け出のうち、残留農薬の検査は2万6,000件余りにとどまり、一部の抽出検査であるため、検査は輸入食品の3から10%、全国30カ所にある検疫所の食品安全監視員は、わずか334名にすぎない。多くの国民が不安を募らせ、真相の解明を求め、事件の全容を公表することを求めている。

よって、政府におかれては輸入食品・農産物の安全対策と検査体制の抜本的見直しを求めて、次の事項の実現を強く要望する。

- 1、輸入食品・農産物の検査体制、検疫体制の強化。
- 2、輸入業者に対する指導・監督の強化。
- 3、加工冷凍食品の表示の改善。
- 4、国内での加工食品、農産物生産拡大と食料自給率の向上。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。議員の皆様方の賛同を賜りますようお願い申し上げます。

西川議長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第4号議案を採決いたします。

本案を可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第40、発議第5号 国民健康保険税(料)の補助制度創設を求める意見書について

を議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

16番、高井悦子君。

高井議員 ただいま上程いただきました国民健康保険税（料）の補助制度の創設を求める意見書の提案説明をさせていただきます。

今、住民の皆さんの暮らしは増税とあらゆる物価の値上げ、医療や介護の負担も重くなるなど、厳しさが増しております。その一方で、給料は9年連続で下がり続け、倒産も史上最高となり、暮らしは本当に冷え込む一方になっております。そんな中であって、国民健康保険税は余りにも高過ぎる、これが多くの住民の偽らざる実感となっております。

奈良県下の自治体では、保険税が高過ぎて払えず、滞納になっている人に対し正規の保険証を交付せず、資格証や短期保険証を発行したり、差し押さえを行うなど、厳しい処置を行っております。このため全国でも、保険証がないために病院に行くのがおくれ、重症になったり死亡する事例も生まれております。最近の国保制度は国民を救済するどころか、苦しめる制度に変質してきていると感じざるを得ない現実となっております。

憲法第25条は、国民の健康で文化的な生活を保障しております。国民のだれもが安心して医療にかかれることが、日本の医療制度の原点であります。これを実現するために、国民の皆保険制度として生まれたのが国民健康保険であります。国保税がこれほどまでに高くなった主な原因は、国の責任放棄と言える国庫負担率の削減にあります。それにより保険者である自治体の財政負担も増し、国保事業の逼迫や高い保険税となる原因となっております。退職や失業で、だれもが一度は国保に入ります。国民のセーフティーネットとしての国保制度を守り、改善するために引き下げられた国の負担率を引き上げるとともに、当面、奈良県として補助制度を創設することは、厳しい財政運営を迫られている自治体にとっても切実な要望であります。本意見書は住民の暮らしや医療を守る上で耐えがたい負担となっております国保制度の改善のために県独自の施策として、年間保険料1世帯1万円の補助制度を創設いただくことを求めるものでございます。どうか議員皆様方のご理解とご賛同をいただけますよう心からお願いを申し上げます、提案説明とさせていただきます。

以上でございます。

西川議長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

2番、朝岡君。

朝岡議員 ただいま上程されております発議第5号 国民健康保険税（料）の補助制度創設を求め

る意見書採択について、反対の立場で討論をいたします。

本意見書につきましては、過日の民生水道常任委員会協議会でも、その内容について論議をいたしました。

本意見書では、国民健康保険に加入する世帯が、その所得に応じた保険料を納めることについて、県へ補助制度を創設して、少しでも税負担を軽くすることを提案されています。当然ながら、だれもが負担増を好むものはありません。

しかし、保険料・税を安く、給付サービスは厚くといった手品みたいなことはできるはずありません。できるだけ多くの国民が負担や役割を共有・分担して、我が国の社会保障制度を維持していかなければならないわけでございます。

現在、ますますそのスピードを強めつつある我が国の少子高齢化社会とは、社会保障を支える国民が急速に減少し、支えられる国民が急速にふえていく時代。あるいは医療費や年金等の給付費が急速に増大していく社会でございます。このままでいけば、我が国の社会保障制度が崩壊することは目に見えています。そうなれば自己負担が2割、3割を超えて、5割、6割、崩壊すれば10割負担といった自己負担を覚悟しなければなりません。そうしないためにも現在の社会保障制度をどう改革し、どう運営していくかをまじめに考える必要があるのではないのでしょうか。

社会保障制度として国民健康保険制度は国民や勤労者、そして事業者の納める保険料に国や地方公共団体の税金をプラスして成り立っている制度でございます。低所得世帯に対しても公平な軽減措置をとりながら、世界に類を見ない国民皆保険制度が確立されております。この財政危機を乗り越え、本格的な少子高齢社会に対応するためには、各当事者が負担を分かち合う必要があります。県の財政を考えましても、26億円に上る新たな財源を逼迫する県に求めることは、社会保障制度の現状や将来のことを考えずに、無責任で一方的な本意見書の内容であり、責任のある使途とは言えません。我が国の皆保険制度を一層深刻な危機に追いやることになり得ません。

以上の観点から、発議第5号 国民健康保険税（料）の補助制度創設を求める意見書の採択につきましては、反対の立場の討論といたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

17番、白石君。

白石議員 提案されています国保税を1世帯当たり1万円引き下げる助成制度の創設を求める意見書について、賛成討論を行います。

国民健康保険の加入者の所得は、所得ゼロの世帯が1,656世帯で、全体の23.5%、所得が100万円以下の世帯では1,248世帯で、全体の19.1%。100万円を超え200万円以下の世帯は1,466世帯で、全体の22.4%になっています。実に所得が100万円以下の世帯が44.4%。さらに200万円以下となりますと、66.8%にもなっているのであります。

もともと国保は年金生活者や失業者など、所得の低い人が多く加入をしています。ところが、加入者が払う国保税は収入に応じて保険料が決まる組合健保や政管健保、共済健保などと異なり、収入がなくても均等割や平等割、さらに資産割が課税される仕組みで、大

変重たい負担になっています。国保税の収納率は92%台と、個人市民税や固定資産税の収納率98%台より6ポイントも低くなっています。滞納世帯も1,300世帯を超え、1カ月、3カ月、6カ月の短期保険証の発行は232件と、平成18年度の141件と比べますと91件、64%もふえ、払いたくても高くて払えない、安心して病院にかかれない、こんな状況が広がっているのです。

さらに追い打ちをかけるように、平成18年度の税率改定で、平均17.6%の大幅な税率の引き上げが実施された上に、自民・公明政権のもとで老年者控除や公的年金控除の縮減・廃止、定率減税の廃止で過重な負担が押しつけられ、市民の国保加入者の生活の破壊、貧困化がますます深刻になっています。老後の不安は募るばかりと言わなければなりません。

このようなときこそ、地方自治体が市民の暮らしと健康を守る防波堤にならなければなりません。市町村の財政が厳しい折、葛城市は一般会計から2億円を超える資金を繰り入れて頑張っています。奈良県も県民の命と暮らしを守るために、奈良県が補完的自治体としての役割を発揮して、国保税を1世帯当たり1万円引き下げる助成制度を強く求めるものであります。26億円あれば実現をすることができます。平城遷都1300年事業に300億円、さらには一般会計予算4,500億円のうち、普通建設事業等に600億円以上が投入をされています。これらの経費の削減を図り、市民の命・暮らしを守る制度をつくることに回せば、十分実現することは可能であります。

以上、賛成討論といたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第5号議案を採決いたします。

本案を可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立少数)

西川議長 起立少数であります。

よって、発議第5号は否決されました。

次に、日程第41、一般質問を行います。

申し上げます。去る3月6日の通告期限までに通告されたのは8名であります。質問者はお手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。通告順に従い、質問を行います。

最初に、7番、川辺順一君の発言を許します。

7番、川辺君。

川辺議員 ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私の質問は、今後の市政の推進についてでございます。

平成16年10月1日に當麻町と新庄町が合併し、葛城市が誕生してからはや3年半がたとうとしております。その初代市長として、吉川市長は葛城市の発展に努めてこられました。市政の推進に当たっては、新市建設計画を基本に、昨年策定されました総合計画をあわせて、本市が目指す将来像として悠久のロマンと次代の英知が織りなす爽快シティ葛城のス

ローガンのもとで、安全・安心、愛着・快適、優しさ・生きがい、参画・活力の四つを政策の柱にまちづくりを進めてこられました。

安全・安心では、青色防犯パトロール、消費者相談窓口の開設。愛着・快適では、公共バス、ミニバスの導入による市民生活の利便性の向上やJR新庄駅周辺の整備。優しさ・生きがいでは、健康なまちづくり計画、きらり葛城21の策定、地域包括支援センターの設置。参画・活力では、市政モニター制度により市民の声を市政に取り入れられ、また、行政改革大綱及び集中改革プランの策定と、行財政改革を推進されるなど、数多くの実績をつくってこられました。

しかし、国の構造改革、三位一体の改革以後、地方自治体への交付税や補助金、交付金が大幅に削減される中、本市におきましても基金を取り崩し、予算編成を行っている大変厳しい状況であります。今後におきましても、新クリーンセンターの建設や尺土駅前開発等々、難しい課題が残っている中で、ことし10月には吉川市長は市長としての任期を迎えられるわけでございます。大変難しい行政運営が求められるときでございますので、行財政に詳しく経験も豊富な吉川市長に、引き続き市政を担っていただき、この厳しい時代を乗り越えて、未来ある葛城市にしていっていただきたいと、市民の方々は思われているのではないのでしょうか。

そこで、吉川市長にお伺いいたします。

市長は、あと半年という市長の任期になるわけでございますが、現在まで3年半の市政運営についてどのように評価されているのかをお伺いしたいと思えます。

また、残されている課題と今後の市政の推進について、どうお考えになられているのか、次期市長選への出馬を含めてお伺いしたいと思えます。

なお、再質問は自席にて行わせていただきます。

以上です。

西川議長 市長。

吉川市長 7番、川辺議員のご質問にお答えを申し上げます。

大変温かい身に余るお言葉をいただきました。感謝を申し上げます。

私は、ご意見にもありましたように平成16年の10月に、皆さんの温かいご支援とご協力によりまして葛城市初代の市長として就任をさせていただきました。以来、今日まで、その責任の重大さを痛感しながら、ひたすら住み続けたいまち、住んでみたいまちの創造を目標に、全力で取り組んできたところでございます。

ご承知のように、最近の地方自治体を取り巻く環境は大変厳しい状況でございます。三位一体の改革によります地方財源の減少や、高齢化によります医療費、福祉関係の増加など、大変厳しい行政運営が求められているところでございます。

しかし、本市におきましては市民の皆様方のご理解、議員皆様方のご協力によりまして、合併協議会において作成をされました新市建設計画を真摯に受けとめ、新市建設における基本方針に基づきまして、新市のまちづくり施策を推進してきたところでございます。また、これからのまちづくりの課題は、先ほどもお話がございましたように、近鉄尺土駅前

の整備、山麓地域の活性化、ごみ処理施設の問題等々、重要課題が山積をいたしております。そのために与えられました任期中、職員の英知を結集し、一丸となって努めなければならないと考えているところでございます。

今後のことにつきまして、川辺議員から寄せられました意見を十分に受けとめさせていただきながら、多くの皆さん方のご意見に耳を傾けながら関係の皆さん方とも十分ご相談を申し上げ、葛城市の将来像であります新市計画の実現に向け、皆さんのご期待にこたえられるように積極的に対応してまいりたいと存じておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

西川議長 7番、川辺君。

川辺議員 ただいま市長からご答弁をいただきました。

次期市長選の出馬に向けて、大いに前向きな考えであるにとらせていただきました。

少子高齢化、地方分権社会におけるこれからの地方自治体はますます難しいかじ取りが必要とされております。行財政の課題が山積している中で、行財政に詳しく経験も豊富な吉川市長に引き続いて市政を担当していただければ、大変心強く感じる次第でございます。どうか吉川市長におかれましては、今後とも健康に留意され、3万6,000人の葛城市民と葛城市のさらなる発展のためにご健闘されますよう、どうぞ頑張ってください。

以上で私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

西川議長 川辺順一君の発言を終結いたします。

次に、2番、朝岡佐一郎君の発言を許します。

2番、朝岡君。

朝岡議員 公明党の朝岡佐一郎でございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、先日提出をいたしました通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

このたびの3月本定例会は、平成20年度における本市の行財政基盤となる歳入歳出予算を審議した大変重要な議会でございます。国の構造改革によって、地方分権の名のもと厳しい地方財政を余儀なくされ、急速に進む人口減少と少子高齢化で世代間の助け合いを前提とする社会保障制度の根幹が揺さぶられ、経済のグローバル化など、社会の激変と将来にわたって住民福祉の安定が不安視される中、負担増や格差の緩和など、住民生活に重きを置いた政策、地域の活性化、住民の命を守る安全網の整備等を断行し、どこまでも住民の目線に立った政策の実現が望まれておるところでございます。

その上で、各種の新規事業や継続事業、また、社会保障制度の普及事業の予算等、合併4年目を迎えた本市にはさらなる行政サービス向上への期待感が高まる中において、本市の基本構想、基本計画を織りまぜた総合計画策定後の2年目となる平成20年度予算は、期待の込めたまちづくりの財源として、本日の本会議において平成20年度一般会計並びに特別会計歳入歳出予算のすべてが議決されたところでございます。

平成20年度予算に反映された各事業には、我々公明党議員団が、昨年多くの市民の皆様方にご協力をいただいて、約4,000名に上る署名を集めることができ、少子化対策として

強く要望いたしておりました妊産婦健康診断の公費負担回数の拡充が、1回の公費負担回数から、平成20年度からは5回に拡充されることとなり、あわせて非課税世帯の方を対象に妊娠判定受診料の全額公費負担には、署名をいただいた市民の皆様方だけでなく、多くの市民の皆様方から喜んでいただけることと確信をしておるところでございます。

また、昨年暮れに、このたびの平成20年度予算編成に対する要望書を提出いたしました。その各要望事項においても随所に反映された予算であると感謝するとともに、評価をさせていただき限りでございます。

また、現行の老人保険制度から変わり、平成20年度4月から新たな制度としてスタートする後期高齢者医療制度において、本市の平成20年度予算にも後期高齢者医療保険特別会計が創設され、75歳以上の高齢世代の皆さんが全員加入し、加入者が負担能力に応じて公平に保険料を支払う仕組みとなり、その事務事業等、必要な事項を定めた条例も制定され、急速に進む高齢化による高齢者の医療費がふえ、このままでは国保財政が厳しい状況となり、将来にわたっての高齢者医療も含めたすぐれた医療制度の維持において、高齢者世代と現役世代の負担を公平・透明化するために、本制度の導入となったところであります。高齢者医療を初め、社会保障に関しては、国民がお互いに分かち合っていかなければならないことであり、本制度の導入をすることで医療保険制度が全体として維持していける仕組みができたのではないかと、一定の評価をしておるところでございます。

しかしながら一方で、昨年からの原油・原材料の高騰による物価上昇により、市民各位の暮らしは大変厳しい環境にあり、今後も景気を押し下げる傾向で、経済状況の進展が望めない中、所得の減少による市税等の減収、企業の減益による法人税の減収と本市の自主財源がますます厳しい状況下において、平成20年度の各事務事業が徹底した行財政改革のもとで、優先順位を見きわめた事業の執行により、さらなる市民サービスの向上に努めたまちづくりを進めていただきたいことを望むところでございます。

また、平成20年度予算には、本市の将来を担う大切な子どもたちが、安心して安全な環境のもとで学ぶ学校教育現場の構築に対する各種事業の拡充にも、随所において反映されているところであります。平成20年度からは、新たに各小学校へ自動体外式除細動器の設置や、継続事業では児童安全パトロール事業、青色防犯パトロール事業等で、子どもたちの安全・安心が守られ、また、平成20年度も引き続き忍海小学校校舎改築耐震補強工事、さらには白鳳中学校では生徒・保護者らが待ち望んでいた武道場の建設工事の着工と施設の整備事業が総合計画に基づいて進めておられますことを大いに評価をいたすところでございます。

平成19年度4月から学校教育法が改正され、特別支援教育をより円滑に推進するために、特別支援教育支援員の配置や、不登校児童・生徒の学習を保障し、学校復帰を図る場として設置されている適応指導教室の充実、特別支援員への指導、支援と連動した環境整備のもとで一層の取り組みを期待しているところでございます。

また、引き続き英語教育を担う外国人講師の配置や学校図書の実質、豊かな感性をはぐくむ本物の芸術鑑賞事業の実施で、よりよい学習環境のもとで子どもたちの学力向上の期

待が高まるところでございます。

ところで、本年2月の文科省の公表によると、現行の学習指導要領で掲げている、いわゆるゆとり教育が児童・生徒の学力低下の一因とされた点であるとし、幼稚園から中学校までの新学習指導要領案の内容が3月に告示されることとなると聞いております。

一方では、昨年実施された全国学力テストの公表によると、基礎的な知識はあるが、実生活での活用は苦手とした子どもたちの傾向が指摘されたと伺いました。また一方では、ゆとりを重視した現行の指導要領が実施されたのが2002年からで、同時に学校週5日制も導入されたことであります。その分で学ぶ時間や内容が減って、基礎学力の定着しない子がふえ、塾などで学ぶ子との差が広がっていると分析した上で、塾に通う子と通わない子との学力格差はデータでも裏づけられているという声も指摘されています。

そこで、ゆとり教育が大きく修正された国の教育の基本方針が抜本的に変わることで、これからの学校はどうなるのか、このご見解をお尋ねいたします。

また、マスコミ報道では、ゆとり教育の学習要領では学力の低下を招いたと指摘をされておりますが、このことについてどのようにご認識をされておられますか、お伺いしたいと思います。

さらに、ゆとり教育の軌道修正により、本市の小・中学校の今後における教育課題や方向性をお伺いしたいと思っております。

次に、本年度より国の新たな制度として学校支援地域本部事業が制定され、奈良県の予算措置においても地域住民の学校活動への参加を促進するための小・中学校における体制設備を支援する取り組みとして1億5,700万円の予算計上をされていると伺っております。この学校支援地域本部事業を生かして、本市の教育現場がより充実した体制設備に適用できるのか、この事業に対するご見解をお伺いしたいと思います。

質問は以上でございます。明快なご答弁をよろしく願いいたします。

なお、再質問は自席にて行いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

西川議長 教育部長。

宮西教育部長 2番、朝岡議員のご質問にお答えいたします。

まず、一つ目はゆとり教育の軌道修正で、国の教育方針が抜本的に変わるが、それによってこれからの学校はどうなるのかとのお尋ねでございます。

文部科学省は、今回の学習指導要領改定を詰め込み教育への転換ではないと言明し、授業時間の増加は必要ながら、指導内容の増加を主な目的とするものではなく、子どもたちがゆっくりと取り組む時間を確保するという考え方を堅持するとしています。その上で、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着と、これらを活用する力の育成を、いわば車の両輪として伸ばしていくことが必要としています。加えて、今回は総合的な学習の時間を縮減、小学校への英語導入などを打ち出しております。学習の姿が少しずつ変わっていくことは予想されます。

しかしながら、人が人を育てるという学校の本質的な姿は変わりはないと思われま

二つ目は、マスコミではゆとり教育が児童・生徒の学力低下を招いたと指摘するが、このことについてどのように認識しているかでございます。

厳密に申しますと、ゆとり教育は昭和55年の学習指導要領以来の大きな流れであり、近年の学力低下論争で言われているゆとり教育は、平成元年版学習指導要領以降の教育を指しています。そこで、このゆとり教育が学力低下を招いたとの指摘にかかわるお尋ねでございます。ただ、実際のところ、文部科学省も科学的な検証に耐える大規模調査の結果を持ち合わせてはおりません。その中で唯一、一定の説得力を持っているのが東京大学の研究グループが平成元年と平成13年の2回にわたって試みた、小・中学生対象の同一問題による学力調査結果でございます。そこでは明らかに小・中学校の学力低下が見てとれます。よって、ゆとり教育が学力低下にかかわるとするのでは、あながち否定できないと思われま

す。とはいえ、教育委員会といたしましては、過去の教育課程による学力低下の有無を問いただすのではなく、現在の教育課程の目指すところをいかに実現するか、また、現在の課題を鋭く見出し、いかにその改善・解消を図るか、汗を流したく考えております。

三つ目は本市小・中学校の今後の教育課程の方向性はどうかでございます。

平成19年4月の全国学力学習状況調査では、全国的な傾向として知識や技能の活用能力、思考力などの弱さが明らかになりました。そのことを今回の学習指導要領改定でも重く見て、授業時間の増加が掲げられています。本市の児童・生徒についても、知識や技能の活用能力、思考力などの弱さという点では、全国と傾向を同じくしております。したがって、今後この方面の指導に特に意を用いるよう、学習現場を指導・支援してまいる必要があると考えております。

それとは別に、本市の学校教育でそのまま、これまで重視してまいりました読書好きの子どもの育成、多様で手厚い教育相談体制による発達のおくれや不登校の支援・指導、幼稚園・小学校等、連続的に展開する英語教育など、今後も本市教育の特色等を堅持してまいりたく考えておるところでございます。

最後に、学校支援地域本部事業について、本市の対応についてでございます。

結論を先取りして申しますと、現時点で本市は県内の地域の動向を見守った上で判断にしたいと考えております。と申しますのも、ご承知のように、本市では児童安全パトロールや学校図書館補助員事業を既に開始し、相当の成果を上げております。

また、生涯学習課にご登録いただいているまちの達人さんも、各学校に随時お越しいただき、教育現場を支援していただいております。したがって、学校支援地域本部事業の目指すものが、本市の場合、ある程度実現しているとみなし得ると考えられます。

以上から、いましばらく他市町村の取り組みの状況を拝見しながら、本市としての意思決定を行いたく考えております。

以上でございます。答弁とさせていただきます。

西川議長 2番、朝岡君。

朝岡議員 ただいまは教育部長よりご答弁をいただきまして、ありがとうございました。

質問の順番は前後いたしますが、ご答弁では、新たな事業でございます学校支援地域本部事業については、県下各市町村の取り組み状況を見詰めながら検討させていただきたいということで、本市は既にこの事業の主体となる地域本部体制の確立は、先行して各学校支援の事業が実施されていると。学習支援活動や登下校の安全確保、また、各種行事の開催についても、まちの達人さん等々の登録者の活用で、この事業が求める地域支援体制は相当程度充足しています。現状、運営されているということのご見解であると理解をさせていただきました。たしかに児童安全パトロールや学校図書館補助員、また、中学校の学習チューター事業など、本市の学校運営を支援してくださる体制の整備については、市当局や市教育委員会のご努力によって、近隣各行政区よりも相当先行して実施いたしておることについては、本当に評価をいたすところでございます。

しかしながら、やはりどの支援事業も人が不足されていることが深刻な問題であると。後で述べますゆとり教育からの修正要領においても、ますますこれからの教職員の負担が増すのではと問題視をされておるわけでございます。特に、この学校支援地域本部事業の従事者というのは無償のボランティアであり、人材確保は現実には大変厳しい条件であるとは伺っております。今後において、よくご検討をいただいて、本市にとってよりよき学校支援事業としてサポートできる制度であるかどうか、よくご審議を継続して願いたいと思います。

さて、ゆとり教育の問題でございますが、今回の学習指導要領の改定は決してゆとりから詰め込み教育の転換ではない。児童・生徒たちがさらにじっくりと取り組める時間を確保するという観点を堅持し、授業時数の増加や総合学習時間の縮減、小学英语の導入など、ゆとり教育で目指した考える力の育成は掲げたままで、その前提となる計算や漢字の読み書きなど、基礎学力も重視するという二つの目標を追うことになる。このことで、本質的な学校の姿は変わらないというご認識でございました。

また、全国で見られた児童・生徒の知識や技術の活用能力、思考力などの乏しさはあるものの、過去の教育課程による学力低下の有無を問いたすのではなく、今後も本市の教育、学校教育で重視していることを堅持して取り組んでまいりたいというご見解をお示しいただいたと思います。

確かに本市の教育現場では、充実した教育相談体制や外国人の講師による英語体験教育など、学校教育における、また、市の総合計画に基づく優しさ・生きがいのまちづくりの施策としても整備されておられ感謝をいたしておりますが、新たな学習指導要領の実施に向けて、移行措置等の一定の時期を定めてあるとはいえ、2009年度からは一部先行して授業増に踏み切ることのようにございます。全面実施になる年度からは、最終的に現行の学習内容から、算数、数学、理科など、小・中の9年間で15%程度ふえる見込みとされ、夏休みの短縮や教員の定数も問題視をされていると伺っております。

同時に、指導要領では最低基準とし、学校の裁量でレベルの高い内容を教えることも可能になると指摘をされています。全国的な傾向である本市の学校現場の支援として、現状の教員数では確実に負担が増加すると思われませんが、市費負担での教員の配置や司書教諭

の配置で、読書活動等をさらに推進できることは総合学習にも評価されると思いますが、今後のご見解を教育長にお伺いさせていただきたいと思います。

以上でございます。

西川議長 教育長。

吉村教育長 ただいまの朝岡議員のご質問にお答えを申し上げます。

いろいろご意見賜りまして、本当に同感でございます。

今回のご質問は新しい学習指導要領への移行に伴う教員の負担を見据えての市費教員、司書教諭の配置についてのお尋ねかと理解をいたしております。お答えをいたしたいと思っております。

現在、市費によります日々雇用講師につきましては、幼稚園、小学校、中学校の特別支援教育支援員、幼稚園の3歳児補助、中学校におけます教科補充と、かなり充実した配置をいたしております。平成19年度の実績で具体的に申し上げますと、特別支援教育支援員は幼稚園で9名、小学校・中学校で9名、合計18名で市費の配置をいたしております。さらに、幼稚園の3歳児補助2名と、中学校では教科補充講師各2名で計4名も配置をいたしております。

また、図書館補助員につきましては各校1名を配置し、図書の貸し出し、返却業務はもちろんのこと、司書教諭だけでは到底こなし切れない図書室の環境整備、さらに読書相談、昼休みや授業時の紙芝居や読み聞かせといった活動を積極的に展開していただいております。司書教諭と図書館補助員との連携によりまして、本市の学校図書館は県内有数の充実を見せております。その成果が子どもたちの読書好き、国語好きへとつながっているところでございます。

このような状況と、逼迫しております財政状況を勘案いたしましたとき、今後は特別支援教育の関係で特段の事情のある場合を除き、学習指導要領改定を契機とする増員は難しいかと認識をいたしております。

また、市費によります司書教諭配置につきましては、県費の司書教諭の負担を軽減できるような教員配置を、県教育委員会に対しさらに強く要望してまいりたいと考えておる次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

西川議長 2番、朝岡君。

朝岡議員 ただいま教育長からご見識をお伺いいたしまして、本当にありがとうございました。

教育問題というのは本当に国民的課題ではないかと、こう思うわけであります。非行や校内暴力、登校拒否や学級崩壊など、いわゆる問題行動を氷山の一角として、世情で教育荒廃が議論されない日は1日とないと言っても過言ではありません。学校や家庭では、それぞれの立場から必死で取り組みがなされているようでございますが、いまだ確たる処方せんが示されていないのが実情であるのではないかと思うわけでございます。

このような状況をもたらした主因が、以前から知識偏重の詰め込み教育や過度の受験競争にあったとの反省から、文部科学省は2002年度から学校週5日制をにらんで改定したゆ

とり教育のもと、子どもの人格形成、生きる力を養おう、また、どの子にも基礎学力をつけようと打ち出したわけでございます。

しかし、授業時間の短縮による学力低下を懸念する声に反応して、補習授業や宿題をふやすといった相矛盾した指示を出して、現場の教職員は混乱をしているのが現状ではないかと思うところであります。今後、さらに指導要領の改定による以前の詰め込み教育に逆戻りするのではないかと危惧されている声もある中で、現場の先生方の負担は相当ふえていくことが予想されるわけでありますが、授業の進め方は現場の裁量に任されて、早くも総合学習の二の舞になるのではという懸念の指摘の声も上がっているわけでございます。教員の増員の問題や司書教諭の配置についても、一定の教育長から所見をお伺いいたしました。これからは学校の教育力は一層高められ、教える側も心の余裕、幅広い人格が要求される。それには教職員の資質の向上が核となると思うわけでございます。その一方で、保護者を中心とした受験学力を向上されることへの要望は強い。今回の学習指導要領の改定の理念には、こうした学力間の違いなどもゆとりが行き詰まった背景ではないかと思うわけでございます。再び、同様の混乱を起こさないように、社会全体で議論を進めていくことが寛容ではないかと思うわけであります。

かつて教育を手段とした社会は多くの人々を犠牲にしたという歴史がございます。いま一度教育の目的は何か、学校は何のためにあるのかということを見詰め直す必要があるのではないかと思うわけであります。教育にとって人間は幸せにも不幸にもなるわけでございまして、その意味で教育の使命はまことに重大ではないかと思うところであります。この21世紀を教育の世紀にするためにも、また、教育のための社会を実現するための挑戦をし、教育委員会を初め、市行政当局が一丸となって取り組んでいただけることを望みまして、私の一般質問は終わります。

以上でございます。ありがとうございました。

西川議長 朝岡佐一郎君の発言を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、あさって21日午前10時から本会議を再開いたしますので、午前9時30分にご参集願います。

本日はこれにて延会をいたします。

延 会 午後5時46分